

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会(懇談会)

平成19年9月27日(木)
15:00～17:00
中央合同庁舎3号館
11階特別会議室

議事次第

1. 開 会
2. 前回の議事要旨の確認について
3. 報 告
 - (1) 建築物等における最近の主な事件事例等について
4. 議 事
 - (1) エレベーター、遊戯施設等の定期検査報告制度について
 - (2) 定期報告に係る資格制度について
 - (3) 今後の検討課題について
5. そ の 他
6. 閉 会

配布資料一覧

- 資料1 第8回建築物等事故・災害対策部会議事要旨（案）
- 資料2 建築物等における最近の主な事故事例について
- 資料3 エレベーター主索のストランド破断について
- 資料4 エレベーター等の部材強度不足への対応について
- 資料5 住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの強度不足について
- 資料6 シンドラーエレベータ（株）及びフジテック（株）のエレベーターの綱車と主索の滑り事故について
- 資料7 定期報告制度の見直しについて
- 資料8 定期報告に係る資格制度について

- （参考資料） 定期報告制度にかかる関連法令等
今後の検討課題及び今後のスケジュール

第 8 回建築物等事故・災害対策部会 議事要旨（案）

日 時：平成 19 年 8 月 3 日（金）13 時～15 時

場 所：中央合同庁舎 3 号館 11 階特別会議室

出席者：久保部会長、直井部会長代理、青木委員、伊藤委員、今村委員、後藤委員、櫻井委員、園田委員、辻本委員、野村委員、萩中委員、藤田委員

（「前回議事要旨の確認」）

※ 事務局より、各委員に対して、意見等がある場合は、事務局まで連絡いただくようお願いした。

（「報告 1～2」）

新潟県中越沖地震等について

- 原子力発電所について、現在の建築基準法上の規定では現状どうなっているのか。
- 原子力発電所については建築基準法で求める耐震性よりもはるかに上の耐震基準が原子力保安院で決められている。
- 原子力施設もランクに応じた設計をしており、原子力施設の耐震指針は昨年の 9 月に改正されており、S, B, C クラスの 3 体系になっている。

（「議事 1 エレベーター、遊戯施設等の定期点検検査報告制度について」）

基準の明確化について

- 既存不適格について、どういう形で既存不適格が出てくるのか。
- 違反の場合と既存不適格の場合で若干行政上の対応が変わってくる場合があるので不適格がわかれば記載する。
- 基準の明確化について、安全に関わることに限っては、要注意、要改善と指摘なしの 3 段階、安全に直接関わりのないものについては要改善と指摘なしの 2 段階としているようだが、判断の違いは何か。
- 磨耗や劣化が進んでいくものについては、事前に注意喚起するために要改善の前に要注意を設けている。
- 製造設計者が言う設計基準値に対し、どの程度の余裕があれば要改善または要注意とする考え方があるのではないか。
- どの程度の安全度を見て基準値自体ができていないかを踏まえて検討したい。
- B（要注意）が一定の範囲で出てくるのが健全という方向で行政的に処理していただきたい。

- 要注意と要改善はどちらが深刻なのか。
- 適当な用語があると思われるので更なる検討をしていただきたい。
- 要改善が出たら行政的に使用を止めることを考えているのか。
- オーナーに自発的に直していただくことを制度上は期待している。また、行政権限として命令や改善命令を出すことができるようになっている。現実にはケース・バイ・ケースの判断となる。
- 進行性の損傷、劣化にかかわるものに関しては、用語は検討するとして、要注意、要改善、問題なしの3段階評価とする。要改善に関しては安全率をもう一度検討し、基準値が要改善になるのかどうか検討する。

定期報告の内容の充実について

- 資料9について、たくさんの方が関わっているが、報告は誰がするのか、また、誰が責任を持つのか、要改善の対応は誰がするのが重要ではないか。
- 概要書について、報告者の記載が無いが、閲覧についてはいろいろな情報が伝達していくことが重要であり、この場合、誰が主体となるのか。
- 報告は基本的には所有者が行なう。ただし、所有者と管理者が異なる場合は管理者が行う。
- 誰が報告したかがわからないようであれば今後検討していく。
- 最終的な責任を取るのは所有者か。
- 原則は建物の所有者だが、最終的に命令を出すときはケース・バイ・ケースとなる。
- 主な検査者とその他の検査者と分担を明確化できないか。
- 今は主な検査者しか記載しないことになっているが、建築士の場合と同様、検査者の責任は明確にしておく必要がある。
- 不具合の発生状況を報告とあるが、どこに説明があるのか。
- 注意書きの中で具体的に記載したい。
- 実務界の意見はどの程度入っているのか。
- 改めて意見を聞いてからパブリックコメントを行って、それらの意見を踏まえて設定していきたい。
- 検査者が複数いる場合、施設に対する主な検査者は誰かということは明記しておいたほうが望ましい。何もやってないけど名前だけ出したから責任は取らないというのは通らないのではないか。
- なるべく関与している人が表に出てくるようにする。名目的な所有者や主たる検査者が最終的に責任を免れるというのは難しい。実態を踏まえて、なるべく逃げる人がいないようにしておくのがポイント。
- 定期報告の際に定期の考え方のタームを短くするという話があったが、ター

ムが変わらず基準だけ変わっているように思える。

- いろいろ議論した結果、見直しは必要ないと考えている。
- 施設の管理者にわかるような閲覧資料は現在あるのか。何かうまい制度設定は可能なのか。
- 閲覧自体は現在、任意の仕組みとなっている。指摘を踏まえ、情報をどこまでわかりやすく表示するかについて別途検討したい。
- 例えば、要改善となったエレベーターがあるという実態を国民が知る方法はあるのか。
- 今現在は、特定行政庁の窓口で閲覧できるシステムがある。今後の検討課題として、できるだけ国民の目に触れるような形で進めていきたい。

(「議事2 今後の検討課題について」)

今後の検討課題とスケジュールについて

- 定期検査資格者制度について、罰則だけでなく、行政制裁金などの行政上の措置として行政の体制の中で動かせるようなツールを導入することを検討してほしい。法人などについては、高額な制裁金的なものが有効なのではないか。
- 罰則とかを強調するのではなく、有用な資格者を育てるシステムを第一に考えたほうが望ましい。
- 今後、1月中下旬頃に建築分科会へ報告する。

建築物等における最近の主な事故事例について

目次

1. 建築物における事故事例	1
2. エレベーターにおける事故事例	5
3. エスカレーターにおける事故事例	14
4. 簡易リフトにおける事故事例	20
5. 小荷物専用昇降機における事故事例	23
6. 遊戯施設における事故事例	24

1 建築物における事故事例(過去3年間)

最終更新日:2007/9/27

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度
H16/10/03	長野県内	日帰り入浴施設	日帰り入浴施設で天井より直径約1cmの鉄の棒によってつるしてあった湯気を抜くための格子状のアルミ製飾り天井(約30㎡)が、約6m下の洗い場付近に落下した。	軽傷5名
H16/10/11	滋賀県内	アイスアリーナ	アイスアリーナでフィギュアスケート大会中に天井が落下した。	負傷者なし
H16/10/13	香川県内	神社	神社のお旅所の高さ1.5m、重さ350kgの門柱が倒れた。	1名が頭を強く打って死亡、1名軽傷
H16/10/16	香川県内	神社	神社の石柱(高さ1.44m、幅24cm、厚さ12cm)に小学生が乗って遊んでいたところ、重みで石の土台に差し込んでいた石柱が根本から折れた。	重傷1名
H16/12/06	北海道内	宿泊施設	ホテルの解体工事で、外壁を内側に引き倒す作業中に、外壁が道路面に倒壊した。	負傷者なし
H17/01/26	新潟県内	宿泊施設	地震で半壊した旅館の浴場の屋根が雪の重みで崩落し、入浴中の男性2名が生き埋めとなった。	死者2名
H17/03/02	青森県内	事務所兼倉庫	事務所兼倉庫の軒先部分が降り積もった雪とともに崩れ落ち、軒下で作業をしていた男性従業員が生き埋めとなった。	死者1名
H17/04/08	東京都内	共同住宅	工事用エレベーターの滑車が落下し、仮囲い上部の防護棚を破り、歩道上に落下した。その際、切断された電線が歩行者に当たった。	重傷1名
H17/06/14	東京都内	事務所	8階建てオフィスビルの5階付近より壁面約12㎡(計900kg)がはがれ落ち、下を走行していた車と通行中の歩行者に当たった。	重体1名、軽傷1名

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度
H17/06/21	東京都内	共同住宅	作業員がアパートの1階部分の壁(幅11.7m、高さ3.2m)に上って解体作業をしていたところ、外壁が縦10m、横約2mに渡って突然崩れた。	軽傷1名
H17/08/05	山口県内	病院	男児(1才7ヶ月)が作動中の回転ドアに触れて転倒した際に、回転ドアの扉下部と床の間に足の先が挟まり、同伴の母親が男児の足を扉下部から引き抜いたが、その際に母親が腕に擦傷を負った。男児に外傷等はなかった。	軽傷1名
H17/09/26	広島県内	パチンコ店	県庁やデパートが立ち並ぶ繁華街の一角のパチンコ店ビル解体工事現場で、高さ約5mの外壁が幅約20mにわたって突然崩れ、がれきなどが歩道や車道に落下し、男性2名が負傷した。	要入院1名、軽傷1名
H17/10/24	鳥取県内	中学校	休み時間中、校舎1階の教室内で数人の生徒と追いかけてっこをして遊んでいた際、男子生徒(13才)がテラス側の窓ガラスに誤ってぶつかり、割れたガラス片で負傷した。生徒はその後手洗い場で血を洗い流している最中に意識を失い、約1時間20分後に死亡した。	右手首にけが、救急隊員が病院に収容したが、出血がひどく間もなく死亡
H17/11/24	埼玉県内	スポーツ施設	2階にある屋内プールで、石こう製の天井板約150枚が落下し、4m下のプールにいた利用客3人に当たった。	男性(65才)と女性(48才)が、肩や首に軽い打撲
H18/06/07	新潟県内	小学校	消防法で定める定期点検中に防火シャッターが降下し、小学生1名が首を挟まれた。	重体1名
H18/08/10	愛知県内	県営住宅	5階建て県営住宅の3Fの部屋から男性(25才)がベランダに出ようとしたところ、バランスを崩し、手すりにつかまったところ、手すり子が外れ1階に転落した。	肋骨骨折及び左手首開放骨折

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度
H18/08/13	大分県内	多目的ホール	座席最上段に通じる2階の扉から入ったところ、可動式のいす席が格納されていたため4メートル下のフローリング床へ転落した。	重傷
H18/10/11	東京都内	倉庫	解体作業中、柱・外壁を重機にて倒す際に躯体とPC版を止めてある金具が腐食していたためPC版が剥がれ壁が足場(養生)に寄り掛かりそのまま足場ごと道路に倒壊した。	負傷者なし
H18/11/15	山口県内	店舗	駐車場につながるらせん状の通路から乗用車が約8メートル下に転落した。通路は、右回りのらせん状になっていたが、車は何らかの原因で直進し、高さ約2メートルの金網のフェンスを突き破って落ちたもの。	乗っていた4名が死亡
H18/12/08	北海道内	駅	電動車いすの男性がエレベーターを降りた後に、近くの階段から転落した。	頭を打ち死亡
H19/02/16	静岡県内	共同住宅	22階床版コンクリート打設工事中、仮設床材がコンクリートの重量に耐え切れず、床材とともに作業員2名がELVピット最下部まで転落した。	死者1名、中等症1名
H19/04/19	岐阜県内	共同住宅	共同住宅の2階に住む主婦がベランダのアルミ製手すり(高さ約1.2m、幅約2.5m)に布団を干していたところ手すりが外れ、約3.8m下のアスファルト面に転落した。	骨盤を骨折する等の重傷。女性は妊娠中で、同日、緊急出産したが胎児は出産後死亡した。
H19/04/25	東京都内	事務所	建物解体中に足場(鋼管パイプ製、高さ8.6m、幅29m)が道路側に倒壊し、けが人が1名(自転車での通行人)発生した。	軽傷
H19/06/06	愛知県内	事務所	鉄骨を吊り上げ作業中、建材H形鋼約130kgが落下した。	なし
H19/06/19	東京都内	雑居ビル	雑居ビル2階の壁面から飲食店の看板が落下し、通行人の被害者女性が下敷きになった。また、被害者男性が落下した看板を持ち上げる際に手を負傷。	女性(28歳)重傷、男性(23歳)軽傷

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度
H19/06/19	東京都内	入浴施設	女性専用温泉の別棟の地下にあるポンプ室で天然ガスが原因とみられる爆発があり全壊。従業員3名が死亡、通行人を含め3名が負傷した。	死者3名、負傷者3名
H19/07/06	東京都内	店舗	店舗出入り口上の鋼板(湾曲形状の意匠用鋼板 重量約25kg前後)が何らかの原因で約3m下の地面に落下した。	特になし
H19/07/13	福岡県内	雑居ビル	ビル3階部分の外壁に取り付けられていた広告物(高さ約3m, 幅約2m, 重量1.5トン;大黒様の人形)が, 交差点の側道上に落下した。前夜から当日早朝にかけた強風雨により落下したものと推定される。	けが人等なし。
H19/08/15	京都府内	事務所	塔屋(パラペット付近)のタイルが剥離して落下し, 敷地前面に破片が飛散した。	近くにいた女性1名に落下した破片が当たったが, 病院で特に問題はないとの診断を受けている

は、前回からの更新分

2 エレベーターにおける事故事例(過去3年間)

①エレベーター(利用者の事故)

最終更新日:2007/9/27

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H17/01/27	岡山県内	エレベーター	けんかにより男性(45才)が男3人に担がれエレベーター扉にぶつけられた衝撃で、扉の下にすき間ができ、1階に停止していたかご上に転落した。	全身打撲等により死亡	
H17/05/07	神奈川県内	エレベーター	バックでエレベーターに乗り込もうとしたフォークリフトが、エレベーターの鉄製ドア(厚さ約5cm)を突き破り、8.5m下の1階に転落した。	死亡	
H17/07/07	愛知県内	エレベーター	雑居ビル1階で男女3人が開いたエレベーターに乗り込もうとしたところ、昇降する本体部分が来ておらず(4階に止まっていた)、3人とも約1.5m下のくぼみに転落した。(泥酔によるいたずらの可能性。)	腰・首部挫傷1名、左肩挫傷1名、腰挫傷1名	
H17/11/13	秋田県内	エレベーター	4Fから児童(小学3~6年)25名が乗り込み1Fに降下したところ、1F到着時に扉が開かず閉じ込められた。	外傷なし、体調不良を訴え16名病院に運ばれる	
H18/03/27	福井県内	エレベーター	患者とその家族の計4名が1Fへ降りるため乗り込んだところ、扉が開かなくなり、1Fから7Fまでを上昇、下降を繰り返した。かご内からインターホンにて警備員室に通報があり、管理しているメンテナンス会社職員が駆けつけ、約1時間後に救出。	1名が気分が悪くなり手当を受ける	
H18/05/22	福島県内	エレベーター	保守点検作業中のエレベーターで、開いたままの1F扉から乗り込もうとした男性(39才)が約1.3m下のピットに転落した。	臀部裂傷の軽傷	
H18/06/03	東京都内	エレベーター	1Fから男性(16才)が12Fで降りようとしたところ、扉が開いたままかごが急上昇し、かご床と乗場天井部の間に挟まれた。	窒息により死亡、同乗していた女性(57才)はけがなし	
H18/07/08	福岡県内	エレベーター	男性3名が8Fに上がるため1Fからエレベーターに乗り込み、2F付近で突然停止した。	1名がむち打ちの症状を訴え病院で治療を受ける	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H18/08/07	大阪府内	エレベーター	電気工事業者の自宅外壁に取り付けたの自作の昇降機(ワイヤでつり下げられた鉄製のかご(高さ105cm、奥行82cm、幅96cm)がモーターで上下する)に、誤って女兒(8才)が挟まれた。	死亡	違法物件
H18/08/14	東京都内	エレベーター	電動車いす使用者が3Fへ降りるため4Fよりかごに乗り込んだところ、かごには先に台車に乗っていたため乗り込みスペースが狭く、かご内に乗り込んだものの車いすの後部車輪が扉に接触していたため、かご扉が約3mm程度すき間があるまま運行し、3F到着直前(3F床面より約110mm上)で緊急停止したが、停止位置が扉開閉範囲内(±150mm)であったため扉が開き、後ろ向きのまま車いすを降車しようとしたところ、段差で転倒した。	頭部打撲、頸椎損傷を悪化させた	過去にもねじが挟まり緊急停止、通常運行時差が生じたことがあった
H18/08/18	和歌山県内	エレベーター	男性(30歳代)が4Fから1Fへ降りるためエレベーターに乗り込んだところ、4Fと3Fの間で突然がタンと揺れ停止し、衝撃で男性は壁に倒れかかり負傷した。	手首関節と頭部を打撲し、全治1週間の軽傷	H8設置
H18/08/22	山口県内	エレベーター	男児(3才)が開く扉に手を挟まれた。	軽傷	
H18/08/27	広島県内	エレベーター	母親と一緒にエレベーターに乗っていた男児(1才)が内扉に手を掛けていたため、扉が開いた際に扉のすき間に指を引き込まれた。	左手人差し指と小指に軽傷	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/09/26	東京都内	エレベーター	犬の散歩から10Fへ帰宅途中、乗り合わせた男性が8Fで降りたところ犬がつられて降り、指にリードを巻き付けていた飼い主の女性(95才)がかご内に引き戻そうとしたが扉は閉まりかごは上昇を始めたため指4本が切断された。	左手親指以外の4本切断	
H18/10/25	熊本県内	エレベーター	容疑者と警察官2名が先にエレベーターに乗り込み、護送していた女性職員(25才)が乗り込む前に扉が閉まりかごは動き出した。女性職員は左手に容疑者の腰ひもを巻き付けていたため強く引っ張られ、左手の甲から先を切断した。	左手の平と親指の先を切断	
H18/10/29	東京都内	エレベーター	20Fで停止したエレベーターに約20cmの段差があり、気づかず乗り込もうとした女性(60才代)がバランスを崩し足をくじいた。	足首に軽傷	
H19/04/04	東京都内	エレベーター	エレベーターの8本のメインロープのうち1本について、ロープを構成するストランド8本のうち1本が破断し、機械室にある滑車の側部保護カバーに接触し火花が飛び、その火花が滑車の下部保護カバー上面に堆積した粉塵に引火し発煙した。	なし	同型機10基中1基にストランド切れ、8基に素線切れ
H19/04/09	千葉県内	エレベーター	エレベーター機械室内に設置された制御盤内のトランス1個が焼損した。	なし	
H19/04/18	神奈川県内	エレベーター	4階でエレベーターから降りる際、持っていた掃除機のコードがエレベーターの3階部分のロック装置に絡まり、被害者がコードを取り外すために3階の扉を開けたため、ピットに転落し負傷した。	左足首骨折	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H19/04/23	千葉県内	エレベーター	かご上に取り付けられている着床スイッチ(ドア開許可領域検出装置)に不具合が発生したため、エレベーターが停止位置を検出できず最上階と最下階の往復運転を繰り返していた。	なし	
H19/05/06	東京都内	エレベーター	屋上エレベーター機械室内に煙が充満していた。	なし	
H19/05/08	大阪府内	エレベーター	市営地下鉄利用者が5月8日(火)に昇降路内の異音に気づき、保守点検業者に連絡し、調査したところ、全4本のメインロープのうち1本のロープにストランド切れが発生していることが判明し、当該エレベーターを休止。同日に当該エレベーターのすべてのメインロープ(4本)を交換し、安全な運行を確認した後、復旧。	なし	
H19/05/29	奈良県内	エレベーター	エレベーターが異常停止し1名の閉じこめが発生した。消防署へ連絡が入り、消防署員により救出。(救出9:30頃、閉じこめ時間30分程度)	なし	
H19/05/30	大阪府内	エレベーター	当該市営住宅の住民が5月30日(水)に昇降機のゆれ及び昇降路内の異音に気づき、保守点検業者に連絡し、調査したところ、全3本のメインロープのうち1本のロープにストランド切れが発生していることが判明し、当該エレベーターを休止。同日に当該エレベーターのすべてのメインロープ(3本)を交換し、安全な運行を確認した後、復旧。	なし	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H19/06/01	京都府内	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 油圧エレベーター機械室(地下1階)の煙感知器(光電2種)が発報, 当施設の職員が現場を確認, モーターから発煙していた。電源は既に遮断され, 発煙のみのため, 消火活動は無し。 ・ 消防は, 火災通報装置により, 直接通報され, 現場急行したが, 消火活動は実施されず。 応急措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日15時15分, 保守点検業者到着し, 調査。23時ごろ, モーター取替えし, 検査・試運転のうえ, 復旧。 	なし	
H19/06/04	東京都内	エレベーター	平成19年5月11日エレベーターの定期検査を実施したところ、ピット室の緩衝器の根本部分、調速機の取付け部分及びレール取付け部分の腐食が著しいことから、交換のため当該エレベーターを停止していた。6月4日になって、市役所に住民からエレベーターを停止していることに対する通報が寄せられ、現地調査したところ、著しい錆による腐食を確認し、その程度から判断すると、前回の定期検査(平成18年7月11日)以降のみの錆によるものとは考えられず、前回の定期検査の内容(A判定)が不相当であると判断した。	なし	
H19/06/05	大阪府内	エレベーター	被害者が3階から1階へ行くために、自転車とともにエレベーターに乗車中、自転車の後部付近が扉を圧迫し、扉がわずかに開いたため、安全装置が作動し1階付近で停止。扉開閉可能な高さであったため、15cm程度の段差がある状態で扉が開き、被害者が気づかないままエレベーターから降りたため転倒し、大腿骨を骨折した。	男性(78歳) 大腿骨骨折	
H19/06/06	東京都内	エレベーター	雑居ビル1階で上昇中のエレベーターが1、2階間で動かなくなり、男女7人が約1時間閉じ込められた。東京消防庁のレスキュー隊などが駆けつけ3階の扉から救助した。	なし	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H19/06/08	埼玉県内	エレベーター	1階乗り場から母親とともに乗り込もうとしていた幼児がエレベーター扉に手をついたまま、自分で身体障害者用押しボタンを押した。扉が開いた際、エレベーター扉間(2枚扉片開き)に手を引き込まれた。	幼児左手打撲	
H19/07/04	東京都内	エレベーター	東京都内の雑居ビルにおいて男女11名が、約1時間EV(定員9名)に閉じ込められた。	なし	
H19/07/12	秋田県内	エレベーター	エレベーターが4階と5階の間で停止し、乗客3名がエレベーター内に閉じこめられた。カゴ上コントロールボックスカバーが通信ケーブルの一部を挟み込み電流異常とマイコンが判断し停止に至った。	なし	
H19/07/28	東京都内	エレベーター	1階より乗込んだ被害者(小児)がカゴに手を添えた状態で4階に着床戸開し、戸袋側に手を挟み込まれた。	右手小指薬指腱断裂	
H19/08/20	奈良県内	エレベーター	8人乗りエレベーター(600kg)に児童11人(約550kg)が3階から乗車し、1階ボタンを押したところ、4階へ上昇し、4階到着寸前に突然停止。閉じ込められた。エレベーター内直通電話と児童の持つ携帯電話とで、2回保守会社へ連絡が入った。保守点検会社担当者が現場に到着し、児童を救出した。	11人中、11歳の女子1人が過換気症候群で不調を訴え	
H19/09/12	大阪府内	エレベーター	遊戯施設において、男性客9人が3階から上行きのエレベーター(定員9名)に乗り込んだところ、エレベーターが異常降下し、3階床レベルから50cmほど天井が出ている状況で停止した。閉じこめられた客が店に救助を要請し、店から連絡を受けた保守会社が約50分後に駆けつけ、エレベーターを2階レベルまで下ろして9人を救助した。	9人は衝撃で腰を打ったり、気分が悪くなったりして救急車で病院に搬送されたが、いずれも軽傷。	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H19/09/12	兵庫県内	エレベーター	3階から1階へ下降運転中、3階レベル下500mmの位置で停止。女性1名子供3名が閉じ込められた。	なし	
H19/09/14	大阪府内	エレベーター	3階から搭乗し下降運転中、5階と4階の間付近で急停止した。即時救出運転機能が作動したことから閉じ込めには至らず5階から脱出した。	軽度の頸椎捻挫	
H19/09/14	京都府内	エレベーター	油圧エレベーター用モーター焼損により機械室の火災報知器動作。消防の消火活動はなし。	なし	
H19/09/16	広島県内	エレベーター	住民7人が乗ったエレベーター(定員9名)が1階まで降りようとしたところ、1階で停止せず、1階床下約47cm下がった位置で停止した。 閉じ込められた住民が外部連絡装置で保守会社に救助を要請し、駆け付けた保守会社が約20分後に外部からエレベーターのドアを開けて住民を救助した。	なし	

②エレベーター(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H17/02/18	福岡県内	エレベーター	男性作業員2名が昇降路頂部(13階)で、かご上に乗り配線作業を行っていたところ、かごがピットまで落下した。	男性作業員(55才)死亡、 男性作業員(30才)左足骨折全治2ヶ月	
H18/02/11	三重県内	エレベーター	荷物エレベーター(幅1.2m、奥行0.3m、高さ3.6m)のかご上でつり合おもりの調整をしていた男性作業員(40才)がつり合おもりと建物支柱との間に挟まれた。	頭の骨を折るなど翌日死亡	荷物用
H18/05/22	福島県内	エレベーター	保守点検作業中のエレベーターで、開いたままの1F扉から乗り込もうとした男性(39才)が約1.3m下のピットに転落した。	臀部裂傷の軽傷	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H18/06/26	愛知県内	エレベーター	工事に利用していた車輛用エレベーターに手すりを設けていなかったためエレベーターと内壁とのすき間(約80cm)から現場責任者(31才)が転落した。	死亡	
H18/07/22	東京都内	エレベーター	エレベーターの修理作業を行っていた男性作業員(23才)が降下してきたかごにぶつかり負傷した。	背中を打ち重傷	
H18/08/17	愛知県内	エレベーター	解体作業中につり合おもり(約700kg)が落下し、男性作業員(49才)が下敷きとなった。	即死	
H18/08/24	東京都内	エレベーター	男性保守作業員(31才)かご上でドアの開閉速度の点検中、かご内の別の作業員が、「開」ボタンを押そうとしたところ、誤って「8F」ボタンを押し、かごが上昇したため転落し、かごと昇降路壁との間に挟まれた。	全身を骨折し死亡	
H18/08/29	京都府内	エレベーター	建設中の物流施設のエレベーターのかご上で清掃作業をしていた男性(62才)が誤って約1mの壁とのすき間から約10m下に転落した。	頭を強く打ち、約2時間半後に死亡	
H18/08/30	東京都内	エレベーター	ビルの内装工事を行っていた男性作業員(54才)が、5Fでエレベーターの扉に水準器を挟み、扉が閉まらないようにして資材の運び出しをしていたところ、水準器が乗場側にずれて扉が閉じ、かごは7Fの呼びに应答して上昇したが、作業員は気づかず扉をこじ開けピットに転落した模様。	死亡	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H18/11/01	福井県内	エレベーター	かご上でエレベーターの解体作業を行っていた作業員(25才)が、ワイロープを切断したところ、落下してきたつり合おもりが直撃した。	首の骨を折り死亡	
H18/11/29	群馬県内	エレベーター	男性(43才)が作業員用の1人乗り点検エレベーターから約20m転落した。	約2時間後に脳挫傷により死亡	
H19/03/01	東京都内	エレベーター	アルバイト男性従業員(56才)がフォークリフトとともに1Fから2Fへ向かっていたところ、誤って転倒し、かご床と1F天井部に挟まれた。	胸部圧迫にて死亡	
H19/05/14	群馬県内	エレベーター	空調工事の下見中の男性作業員(39才)が電源盤を探すため店舗部分からエレベーター部分に移動した際、誤って約19m下の金属製床に転落した。	死亡	
H19/05/20	広島県内	エレベーター	空の昇降機を1階に降ろすため、2階にいたアルバイト男性が、頭を昇降機のなかに入れたまま自らスイッチを入れたため、手すりと昇降機の上部の鉄枠の間に挟まれ死亡したものの。	死亡者 男性(29歳)	荷物用
H19/08/03	愛知県内	エレベーター	かごを4Fに止め、昇降路内で男性作業員(62才)が1Fの扉の点検をしていたところ、かご(縦横90cm、高さ1.9m)が降下し挟まれた。	胸部圧迫により死亡	

は、前回からの更新分

3 エスカレーターにおける事故事例(過去3年間)

①エスカレーター(利用者の事故)

最終更新日:2007/9/27

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H16/10/11	岩手県内	エスカレーター	両親が目を離したすきに、家族と買い物に来ていた3才の男児がインレット部(手すりベルト入り込み部分)に左手を挟まれた。	摩擦で左手甲に打撲及び重度のやけど	上り
H16/10/13	大阪府内	エスカレーター	遠足で訪れていた小学生グループが将棋倒しとなり、児童十数人が次々と転倒した。	児童1名(6才)がステップに頭を強打し、頭の骨を折るだけが	3階→2階
H16/11/13	千葉県内	エスカレーター	車いす対応エスカレーターに車いすの男性(51才)が乗り込んだところ、水平となっていた3段のステップが通常の階段状となったために段差が生じ、後部がせり上がる形で男性が前方に投げ出され、車いすごと約6m転落した。	肋骨及び大腿骨にひびが入る重傷	
H16/12/04	宮崎県内	エスカレーター	入浴に来ていた男児(3才)が、母親と祖母が目を離した際にエスカレーターで遊んでおり、降り口ステップのすき間に右手の指を挟まれた。	右手中指裂傷全治2週間	
H17/01/11	青森県内	エスカレーター	エスカレーターに乗っていた男児(11才)がステップとライザー(けあげ)の間に靴を挟まれた。	左足の指3本骨折	上り
H17/02/13	愛知県内	エスカレーター	ホームから改札に向かう上りエレベーターにおいて、利用者が足下に置いていたカバンのひもがステップに引っかかり、引き抜こうと降り口で立ち止まったため、後続の乗客が将棋倒しとなった。	15~17才の高校生13名が腰や膝を打つ軽傷	上り
H17/03/23	東京都内	エスカレーター	下りエスカレーター降り口付近で、母親と一緒に前向きに乗って足を交差させて立っていた女児(5才)の長靴のかかと部分がステップに挟まれた。	右足に軽傷	下り

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/04/16	大阪府内	エスカレーター	上りエスカレーターでバランスを崩した女性が転倒し、すぐ後ろにいた2人の上に倒れかかった。	3人とも軽いねんざ	地下1階→1階
H17/06/09	静岡県内	エスカレーター	エスカレーターの手すりベルトが突然停止し、階段部分がそのまま動き続けたため、前方にいた客がバランスを崩したのをきっかけに、1階ロビーから2階へ向かうエスカレーターに乗っていた客が次々と後ろ向きに倒れた。	女性客(77才)が右足を骨折、女性2人が骨折の疑いがあり、うち1人が検査入院し、男性1人を含む9人が打撲などの軽傷を追った。	1階→2階
H17/07/03	愛知県内	エスカレーター	男子生徒(15才)が下りエスカレーターの3階乗り場付近から約6m直下の2階乗り場付近に落ち、頭を強く打ち重体。	重体1名	下り
H17/07/18	長崎県内	動く歩道	遊園地内で男児(5才)が、ベルトに乗って坂道を移動する「動く歩道」を降りた後、再び終点から乗って逆に走り始めたところ転倒し、うつぶせに倒れたまま流され、シャツの胸の部分がベルトの巻き込み口に挟まれ、胸に軽傷を負った。	軽傷1名	
H17/08/24	東京都内	エスカレーター	スーパーで、女児(1才10ヶ月)が、1階から2階に向かう上りエスカレーターの手すりを抱え込むように上がっていき、2階付近にある転落防止のためのアクリル板にぶつかって、約4m下の1階床に転落した。	頭蓋骨骨折の重傷	1階→2階
H17/09/23	福岡県内	エスカレーター	2階エスカレーター降り口にて、男児(9才)がエスカレーター外側に遊戯用コインを落とし、拾おうとしてエスカレーター内側より手を伸ばしたところ、移動中の手すりに身体を運ばれ、ベルトと安全柵の隙間にはさまれた。	両腕の打撲及び擦り傷	1階→2階
H18/02/11	兵庫県内	エスカレーター	駅構内の下りエスカレーターで最後列に立っていた男性(65才)の足元がふらつき、前に立っていた人にぶつかり将棋倒しとなった。	72才の男性が左手に軽傷	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H18/03/11	福岡県内	エスカレーター	5才の男児が体を後ろに反り返す形で手すり上に乗り、三角部に頭を挟まれエスカレーターは自動停止した。	こめかみを4～5cm切り、全治1カ月の重傷	
H18/06/10	福岡県内	動く歩道	駅の高架通路で、両親と乗っていた男児(4才)が先に渡りきった後、逆走しようとして転倒し右手を挟まれた。	手のひらを切る軽傷	
H18/07/04	福岡県内	エスカレーター	兄(10才)と一緒にエスカレーターの手すりに乗って遊んでいた男児(8才)が三角部に頭を挟まれた。	頭を強く打ち、意識不明の重体	
H18/07/07	大阪府内	エスカレーター	男児(2才)が手すり入り込み口に左手を挟まれた。	左手の人差し指と中指を負傷	
H18/08/13	徳島県内	エスカレーター	手すりにまたがっていた男児(8才)が三角部に挟まれた。	右太ももに打撲	
H18/08/27	熊本県内	エスカレーター	男児(2才)が手すり入り込み口に右手の指4本を挟まれた。	なし	
H18/08/30	大分県内	エスカレーター	女児(8才)がはいていた長靴がスカートガードと踏段の間に挟まれた。	なし	
H18/09/01	京都府内	エスカレーター	地下鉄駅構内で、ブレーキ開放確認スイッチの接触不良により、上りエスカレーターが停止した際、男性会社員(33才)が頂上付近で転倒した。	右足打撲	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/10/12	山梨県内	エスカレーター	エスカレーターが突然停止し、女性(59才)が転倒した。	左ひざ打撲の軽傷	
H18/11/07	東京都内	エスカレーター	見学に来ていた小学生が1F駐車場へつながるエスカレーターに向かっていたところ、駐車場をバスが通過し警備員の指示で立ち止まったため降り口付近に滞留し後続の児童が降りることができず将棋倒しとなった。	児童11名が軽傷	
H18/11/10	愛知県内	エスカレーター	男児(1才7ヵ月)がスカートガードと踏段の間に左足のつま先を巻き込まれ、安全装置が作動し停止した。	左足首に軽傷	
H18/11/25	山口県内	エスカレーター	男性駅員1名に後方から支えられ車いす男性(34才)がエスカレーターで移動中、約4m上がったところで駅員がバランスを崩し車いすが傾いたために車いす男性が転落した。	左頬を3針、まぶたを1針縫うけが	
H18/12/01	埼玉県内	エスカレーター	エスカレーター内部から白煙が上がっているところを従業員が発見した。	煙を吸い込んだ女性(33才)が病院に搬送された	
H18/12/12	千葉県内	エスカレーター	内部拡張工事を行っていたところ、溶接の火の粉がエスカレーター内部のゴム製部品に燃え移り煙が立ちこめた。	なし	
H18/12/17	大阪府内	エスカレーター	2Fから3Fに上がるエスカレーターの3F付近から白煙が上がり周辺に煙が立ち込めた。	なし	
H19/04/03	千葉県内	エスカレーター	女兒が母親とともに、3階から2階へ降りるためエスカレーター2号機の中央部に乗っていたところ、女兒の長靴の飾りがエスカレーターステップの垂直部分(ライザー)に挟まったため、左足関節を捻挫するとともにすり傷をおったもの。なお、エスカレーターは安全装置が働き停止した。	左足関節捻挫及びすり傷	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H19/05/06	埼玉県内	エスカレーター	両親と姉妹の5人で来店。両親は1階で買い物をしていたが、姉妹は3階エスカレーター降り場付近で手すりベルトを進行方向と逆方向に押して遊んでいた。店員の注意をよそに遊んでいたが、ベルトの力に負け、ベルトと一緒に左手を引き込み口に巻き込んでしまった。引きごみ口には自動停止装置があり、巻き込んですぐに感知して指を挟んだ状態で停止した。	打撲程度の軽症	
H19/06/18	神奈川県内	エスカレーター	上りのエスカレーターに乗ったところ途中で転倒し、腰部を打撲した。	打撲	
H19/06/24	東京都内	エスカレーター	ステップと側面とのすき間に3、4才の男児の長靴が挟まれ、近くの乗客が非常ボタンで停止させた。	なし	
H19/08/12	神奈川県内	エスカレーター	駅自由通路に設置された上りエスカレーターに乗った際、破損していたエスカレーターの立て板部分に足を挟まれ、右足親指を負傷。	右足親指負傷全治2～3週間	建築基準法に基づく建築確認・定期点検の対象のものではない
H19/08/24	静岡県内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗って降りる際に、スカートガードパネルと踏段との間にサンダルを挟まれて右足を負傷した。	右足人差指、中指、薬指負傷(爪をはがした)	
H19/08/28	神奈川県内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗って降りる際に、スカートガードデッキカバーの固定ビスが飛び出していたため、そこにサンダル履きであった左足小指がひっかかり負傷した。	左足小指骨折・全治1ヶ月	
H19/09/12	東京都内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗っていた男児(5才)がステップと側壁との間に左足のつま先を挟まれた。	指先が腫れる軽傷	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H19/09/21	兵庫県内	エスカレーター	上りエスカレーターの右側面から金具(幅約4cm)が外れていたため利用者の女性(71才)と別の女性(26才)が足を引っ掛け軽傷を負った。	女性(74才)が右膝付近を切り、別の女性(26才)も右足首を切り出血	

②エスカレーター(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H16/09/28	山口県内	エスカレーター	運転を停止せず調整をしていた作業員が、ハンドレールに手を巻き込まれた。	重傷	
H19/02/16	京都府内	エスカレーター	B2FホームとB1F改札口を結ぶエスカレーター付近の防火シャッターの工事を始めた直後、エスカレーターの床板付近から煙が上がり駆けつけた消防隊により消火された。	営業終業後でけが人なし	
H19/07/04	福島県内	エスカレーター	エスカレーターの撤去作業を行っていた男性作業員(32才)が床から約1.3m下のスレート製の天井板(厚さ7mm)に降りたところ板が破れ約5m下の駐車場に転落した。	頭を強打し意識不明の重体	

は、前回からの更新分

4 簡易リフトにおける事故事例(過去3年間)

①簡易リフト(利用者の事故)

最終更新日:2007/9/27

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H16/11/12	岐阜県内	簡易リフト	女性(83才)が乳母車と一緒にかご(高さ1.4m、幅0.8m、奥行1.2m)にしゃがんだ状態で乗り込み、息子が外のスイッチを操作して作動させたところ、上昇中にバランスを崩し、建物間にある20cmのすき間に挟まれた。	出血性ショックにより死亡	
H17/01/31	北海道内	簡易リフト	パン製造工場で男性従業員(48才)が、焼き上がったパンを運ぶコンベアと壁との間に挟まれているのを別の従業員が発見した。	胸部圧迫にて窒息死	

⑥簡易リフト(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H16/12/09	広島県内	簡易リフト	自動車部品運搬用リフト(縦2.3m、横2m、高さ1.6m)を数名で修理していたところ、突然下がりはじめ、2階にいた男性(58才)がリフト天井部と側面の鉄柱に頭を挟まれた。	死亡	
H17/06/10	愛媛県内	簡易リフト	バイク店の3階で男性従業員(24才)が荷物積み下ろし用のリフトにオートバイを積む作業中、1階のリフトの降下ボタンが押され、リフトに落下した。	脳挫傷により死亡	
H17/07/04	北海道内	簡易リフト	荷物用エレベーターを使用していた作業員(37才)がエレベーターと床の間に挟まれ死亡した。	エレベーターと床の間に挟まれ死亡	
H17/10/10	東京都内	簡易リフト	扉のない簡易リフトでB1Fから1Fへ荷物の積み卸しを行っていた男性従業員(47才)が、B1Fでかごが動かなくなったため、ドラム缶を足場としてかご天板の上に体を乗り出し、1Fにいた女性従業員に動かすよう指示したところ、天板と1F床部分に頭を挟まれた。	死亡	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/02/27	熊本県内	簡易リフト	2階建て倉庫で男性(59才)がリフトの下敷きとなっているところを発見された。	頭を強く打ち意識不明の重体	
H18/03/08	大阪府内	簡易リフト	扉のない簡易リフト(幅150cm、奥行き98cm、高さ180cm)に段ボールを積み込んでいた女性作業員(42才)がかご天井部と建物の床との間に挟まれた。	胸部を圧迫され重傷	
H18/04/14	広島県内	簡易リフト	工場内のリフトが故障したため男性社員(39才)が修理していたところ、かごが落下し挟まれた。	頭を強く打ち死亡	
H18/05/09	山梨県内	簡易リフト	台車に乗せた重さ150kgの溶接機を工場2Fから1Fへ降ろすためリフトに乗り込んだところ、誤って溶接機とリフトに首を挟まれた。	首の骨を折り死亡	
H18/07/06	埼玉県内	簡易リフト	2名の作業員がリフト(縦約2.2m、横1.8m、高さ1.9m、扉なし、鉄製フレームで壁はベニヤ板張り、昇降はかご外のスイッチにおいて行う)に機械を乗せ降りようとしたところ、かごが突然落下し、男性作業員(68才)がかご天井部と出入口床との間に頭を挟まれた。	死亡	
H18/09/03	東京都内	簡易リフト	男性警備員(24才)が2Fから5Fへ荷物を運ぶため扉を開けた際かごがなく、バランスを失って約4m下のピットに転落した。	両足骨折の重傷	
H18/10/11	兵庫県内	簡易リフト	モーターの交換作業のため地面に降ろしていた原料搬送用のリフトが倒れ、足場(約1m)上で作業にあたっていた鉄工員2名が投げ出された。	男性(54才)1名が首や肩を打ち死亡、男性(35才)1名足を負傷	
H18/11/18	大阪府内	簡易リフト	荷物を出し入れするためのプラスチック製の荷台がかごと1F天井部に挟まったため男性3名がかご上で取り除いていたところ、かごが突然落下し3名が約7m下の1Fに転落した。	男性アルバイト(39才)が胸を強く打ち死亡、男性2名(33才、35才)が足の骨を折る重傷	

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H19/05/20	広島県内	簡易リフト	アルバイト男性(29才)がかご内をのぞき込みながらかご外の昇降スイッチを作動させたため、誤ってかご上部と鉄枠の間に頭を挟まれた。	死亡	
H19/07/03	福井県内	簡易リフト	同僚2名と簡易リフトの設置をしていた男性作業員(67才)が、降下してきた昇降板(約2t)の下敷きとなった。	胸部圧迫により窒息死	

は、前回からの更新分

5 小荷物昇降機における事故事例(過去3年間)

①小荷物専用昇降機(利用者の事故)

最終更新日:2007/9/27

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
該当なし					

②小荷物専用昇降機(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機 種	状 況	被害の程度	備 考
H17/07/28	福島県内	小荷物専用昇降機	結婚式場の新築工事現場で、エレベーターの取り付け作業中にエレベーターが落下、男性作業員2人が下敷きになり、全身を強く打つなどして心肺停止状態になった。	心肺停止2名	配膳用
H17/10/10	東京都内	小荷物専用昇降機	雑居ビル地下1階で、男性(47才)が荷物搬送用エレベーターに頭を挟まれ間もなく死亡した。	荷物搬送用エレベーターに頭を挟まれ間もなく死亡	
H17/11/01	福井県内	工事現場	かご上で解体作業にあっていた男性(25才)がワイヤを切断したところ、おもりが落下し直撃した。	死亡	
H18/09/04	東京都内	小荷物専用昇降機	電器店で、男性警備員(24才)が2Fから5Fに荷物を運搬しようとしたところ、かごが来ていない状態で、2Fの扉を開け、1F部分に転落した。	両足を骨折する重傷	
H19/07/31	神奈川県内	小荷物専用昇降機	ワイヤ交換作業中のかごを動かしたところ、つり合おもりが十分にワイヤに固定されていなかったためかごが4Fから降下し、かご上でワイヤ交換作業にあっていた男性(39才)が約12m下の1F部分に転落した。	頭及び肩に軽傷	
H19/08/03	愛知県内	小荷物専用昇降機	エレベーター修理を受け、作業員が1人でピット内において脚立に乗りエレベーターを点検作業中、突然ドアが閉まり降下してきたかごに直撃した。	死亡	

は、前回からの更新分

6 遊戯施設における事故事例(過去3年間)

①遊戯施設(利用者の事故)

最終更新日:2007/9/27

発生年月日	発生場所	一般名称	状 況	被害の程度
H16/09/30	群馬県内	メリーゴーラウンド	男性(61才)と女兒(2才)が乗っていたところ、接続部分の金具が破損し、乗車部分が外れて後部がせり上がったため、2名は自力で脱出した。	女兒が左手に10針を縫う大けが、男性が右半身を打撲
H16/11/03	静岡県内	コースター	コースターが終点手前3mの地点で突然停止し、後続の車両が追突した。	乗客4名けが人なし
H16/11/28	奈良県内	コースター	乗客10名を乗せてコース頂上付近に達したところで、車両通過を確認する感知器が誤作動し、警報で電源が切れ、停止した。	けが人なし
H17/04/06	岐阜県内	観覧車	観覧車から女性(72才)が同乗していた孫の男児(7才)と降りようとしたところ、バランスを崩し、ともに転倒した。	女性は脊椎骨折の重傷、男児はけがなし
H17/04/18	東京都内	飛行塔	大型モニターを見ながらスカイダイビングを疑似体験できるアトラクション(6人乗り座席、最大10mを上下動。強風やモニター画像で高度1万mからの落下疑似体験ができる。)において、係員がハーネス装着のみで運転。遊具が数回上下した後、前傾姿勢になったところで転落した。	5m下の床に転落、胸などを強く打ち死亡
H17/06/07	愛知県内	ウォーターシュート	家族3人で乗車中、登り坂の手前で停止したため、コース脇の点検用通路に降りようとして、誤って転倒した。	女性(32才)足の甲骨折、男性(32才)首を打撲
H17/07/20	神奈川県内	コースター	男児(8才)が、降車場直前部で手を出したため、安全策に手が挟まれ、手首を骨折した。	手首骨折

発生年月日	発生場所	一般名称	状 況	被害の程度
H17/08/20	大阪府内	ローター	運転中に突然停止し、乗客9人が約4mの高さで宙ずり状態になった。通報で駆けつけたレスキュー隊遊具の安全装置を解除して手で地上に下ろし、約40分後に全員を救助した。	なし
H17/08/24	東京都内	コースター	ジョットコースターの軌道の支柱に張られている鉄棒(長さ約10m、直径2cm)が外れて垂れ下がり、6両目のゴンドラに乗っていた女子生徒(18才)の胸を直撃した。	胸部打撲などで1週間のけが
H17/10/22	静岡県内	観覧車	観覧車の外周と中心の軸を結ぶ「スポーク」と呼ばれる鉄製の棒(直径4cm、長さ19m)1本が外れ、地上に落下した。	なし
H17/11/09	鳥取県内	豆汽車	園内を周遊するトレイン(定員45名)が29名の客を乗せ、発車直後、緩やかなS字カーブにさしかかったところでけん引車が横転した。	運転士のアルバイト男性(34才)、女性客2名が足及び首に軽傷
H18/05/11	大阪府内	回転ブランコ	乗り物から降りた乗客が退場する前に、係員が回転ブランコを起動させたため、これを避ける際に階段で足首をひねった。	入院を要さない程度
H18/07/29	兵庫県内	海賊船	男性(32才)が海賊船に乗車し、運転開始直後に怖くなったため、安全バーをすり抜け飛び降りようとして、乗車ホームとのすき間(約8.5cm)に左足を挟まれた。	左足骨折の重傷
H18/07/31	岡山県内	ウォータースライド	ウォータースライドを滑った男性(35才)が着水時、水面を滑るように約7m進み、前方のコンクリート壁に衝突した。	右膝、左踵を骨折する重傷
H18/08/02	三重県内	コースター	最後のブレーキゾーンの減速度で座席前の安全バーに顔をぶつけ、唇を切った。	軽傷

発生年月日	発生場所	一般名称	状 況	被害の程度
H18/08/03	山梨県内	コースター	ホーム手前約10mにある最終ブレーキで異常音がしたため、係員が停止させた。	なし
H18/08/08	愛知県内	コースター	乗客9名を乗せたコースターが車体引上部を約10m上ったところで巻上げチェーンが切断し、安全装置が作動して停止した。	なし
H18/08/08	奈良県内	ウォーターライド	スライダー下への進入を防ぐために設けられた柵(幅約3m、高さ約80cm)に女兒(11才)が誤って左ひざを挟まれ抜けなくなった。	なし
H18/11/17	山梨県内	コースター	プラットホーム手前100m付近で停止した。	なし
H18/11/17	愛知県内	コースター	乗客が走行中に足を出し、外部ブレーキ装置に接触した。	かかと骨折
H18/12/16	大阪府内	海賊船	乗客が定位置に座っていることを確認せず安全バーを作動させ首が圧迫された。	入院を要さない程度
H19/03/18	埼玉県内	ハングライダー	8基ある座席のうち1基(4才の女兒と父親乗車)が水平より下がりがり、座席の足掛けの部分のパイプが地面と接触したため、係員が非常停止ボタンを押し、約5m進んで停止した。	なし
H19/04/28	山梨県内	コースター	午後2時10分頃、仕様書の運転休止基準である平均風速15m/sを越える突風(瞬間最大風速30m/s)が吹いたため失速し、第1落下最低平坦部(地上0.7m)で停止したもの。乗客の降車完了後(2時18分頃)、営業を中止した。 なお、当日9時の営業開始時に、強風が吹いていたため、運転を見合わせていた。1時10分頃、平均風速が10m/sとなったため、試運転を開始し、1時20分から営業を開始していた。	なし


発生年月日	発生場所	一般名称	状 況	被害の程度
H19/05/05	大阪府内	コースター	2両目左側の車輪を支える合金製車軸(長さ約40cm、直径約5cm)が、乗降場所から約440m地点で折れ、そのまま約240m走行後、車輪がレールから外れて落下。車体が左側に約45度傾き、被害者が鉄柵(高さ約1m)に頭を強打した。事故時の速度は約30km/hで、乗降場所の約50m手前の地上約6m地点で停止した。	死亡者 1名 負傷者 34名(負傷者のうち乗客は19名)
H19/05/05	福井県内	コースター	2人乗りコースターの1台が軌道上で止まり、後続のコースターが追突した。	負傷者4名
H19/05/14	山梨県内	コースター	午後2時40分頃、走行中のコースターの3両目の座席の間にある、機器類を覆うためのFRP製の保護カバーが外れ、5両目の左側座席に座っていた被害者の右膝に当たった。	男性1名(軽傷)
H19/06/21	国外 (アメリカ)	フリーフォールライド	地上約54メートルから垂直に急降下するアトラクションに乗っていた13歳の少女の両足が切断された。アトラクションのケーブルが切れ、少女の両足を直撃したとみられる。	両足切断
H19/06/24	北海道内	コースター	ジェットコースター(四人乗り)の車輪を覆うウレタンゴムがはがれ、車輪と台車の構造材とのすき間にはさまり、走行中停止するトラブルがあった。園内に同型車両はほかに四台あり、安全確認後、26日から運転を再開している。	乗客(2名)にけがはなかった
H19/06/29	国外 (アメリカ)	回転式遊戯施設	公営遊園地で、回転式のアトラクション車両に乗っていた20代の女性(従業員)が振り落とされ、死亡した。当該アトラクションは、照明を落とした屋内で、自動で弧を描いて移動する車両に乗るもの。このアトラクションでは、04年に7歳の子供が死亡する事故があった。(報道情報) 今回の事故原因は、従業員がまだ危険領域にいるときに、他の従業員がアトラクションをスタートさせてしまったことにある。(ライドアクシデントのサイトによる)	死亡者 女性1名

発生年月日	発生場所	一般名称	状 況	被害の程度
H19/06/30	国外 (中国)	コースター	6月30日、ジェットコースターの脱線事故が発生した。脱線車両に乗っていた中学1年生の少女が高さ10mから転落。ただちに病院へと運ばれたが、死亡した。同乗者も軽傷を負った。7月3日、安徽省内の全遊園地が営業を停止した。このジェットコースター脱線事故を受け、省関係部門は全施設の緊急点検を命じた。	死亡者:少女1名 軽傷者:数名
H19/08/05	国外 (フランス)	ローター	パリ西のサンジェルマンにある催し施設において、ローターのアームが折れ、かごが落下した。	乗客2名が死亡、同じかごに乗っていた2名が病院に運ばれた。
H19/08/10	大阪府内	マッドマウス	女性客2名を乗せたマッドマウス(4人乗り)が最高地点へチェーンにて引き上げ中、安全装置が作動し停止した。	なし
H19/08/12	茨城県内	ウォータースライド	滑降中の男性(44才)がスピードを抑えられなくなり、プールの底に両膝を強打した。	右膝を骨折
H19/08/13	国外 (韓国)	観覧車	韓国で興業中の移動式遊園地内の観覧車(高さ約66m、8人乗りゴンドラ42台)で、地上から約20mの高さにあったゴンドラ1台が何らかの理由で傾いてドアが開き、乗客7人のうち5人が転落した。	死亡者:5名
H19/08/15	山梨県内	コースター	ホームを出発した車両が巻上入り口付近で停止した。	なし
H19/08/18	東京都内	ウォータースライド	男性客がウォータースライド着水部付近で滑走面より落下して、レーン右側安全マット上に右肩から着地。事故直後よりウォータースライドの営業停止している。	右肩骨折、むち打ち症との診断。

発生年月日	発生場所	一般名称	状 況	被害の程度
H19/08/21	長崎県内	メリーゴーラウンド	メリーゴーラウンドを始動させ2周目位で馬からガタガタと音が鳴り同時に、乗馬(乗車)中のお客様が「止めて」と叫ばれ直ちに非常停止を行った。	膝の筋を痛めた
H19/08/22	島根県内	ウォータースライド	ウォータースライドの着水プールで、小学校2年生(7歳、男)の児童が仰向けの状態で沈んでいるのを子供が見つけ、近くにいた監視員が助け上げた。	死亡
H19/08/25	茨城県内	ウォータースライド	プールサイドに設置されたウォータースライドで遊んでいた小学校4年の児童が、スライダー内側の亀裂に左腕を挟んだ。	男児はひじの圧迫骨折、全治6週間のけが
H19/09/15	大阪府内	コースター	コース走行を終えたコースターが降車場で停止せず、乗客10名を乗せたままもう1周走行した。ホーム通過直前係員の放送に従い数名がベルトを外していたため、安全バーのみの装着で2周目を走行していた。	なし

②遊戯施設(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	一般名称	状 況	被害の程度
H16/10/07	山梨県内	マッドマウス	男性従業員(53才)がレールを点検中に追突された。	頭や首を強く打ち重傷
H17/06/09	兵庫県内	観覧車	始業点検を行っていた男性作業員(30才)が、駆動タイヤと柱の間に挟まれた。	死亡
H17/07/22	東京都内	お化け屋敷の施設	開業前に点検作業をしていた女性従業員(29才)が、岩風呂に似せた遊具を点検中風呂のフタが突然閉まり、岩風呂とフタの間に胸部を挟まれた。	意識不明の重体

 は、前回からの更新分

エレベーター主索のストランド破断について

1. エレベーター主索のストランド破断が判明したことによる緊急点検

以下の各社が定期検査等を行ったエレベーターについて緊急点検を実施しているところ。

○日本オーチス・エレベータ（株）（約5万台）

- ・緊急点検指示：平成19年4月26日
- ・結果報告期限：平成19年5月25日
- ・点検結果公表：平成19年6月4日

○シンドラエレベータ（株）（約5千台）

- ・緊急点検指示：平成19年5月24日
- ・結果報告期限：平成19年6月30日
- ・点検結果公表：平成19年8月31日及び9月18日

○（株）日立ビルシステム（約14万台）

- ・緊急点検指示：平成19年6月5日
- ・結果報告期限：平成19年7月31日
- ・点検結果公表：平成19年8月31日及び9月18日

○フジテック（株）（約3万台）

- ・緊急点検指示：平成19年6月8日
- ・結果報告期限：平成19年7月31日
- ・点検結果公表：平成19年8月31日及び9月18日

○東芝エレベータ（株）（約8万台）

- ・緊急点検指示：平成19年6月18日
- ・結果報告期限：平成19年7月31日
- ・点検結果公表：平成19年8月31日及び9月18日

○日本エレベーター製造（株）（約6千台）

- ・緊急点検指示：平成19年6月18日
- ・結果報告期限：平成19年7月31日
- ・点検結果公表：平成19年8月31日及び9月18日

○三菱電機ビルテクノサービス（株）（約17万台）

- ・緊急点検指示：平成19年6月18日
- ・結果報告期限：平成19年8月31日
- ・点検結果公表：平成19年9月18日

2. 上記緊急点検対象以外のエレベーターに関するエレベーター主索のストランド破断実態調査

- ・調査実施指示：平成19年6月8日
- ・結果報告期限：平成19年9月14日

(別紙)

緊急点検結果 (平成 19 年 8 月 31 日時点)

○点検結果

(単位: 台)

会社名 エレベーター 一台数	ベチ日	シ	東	製	日	テ	ク	ス	三	計
	(株) ス本 ・エ オタ レ	タ エン (株) レド ベラ	(株) ベ東 ・芝 エ タレ	製 造 (株) タエ レ	日 本 エ レ	ビ ム (株) シ日 ス立	(株) クフ ジテ ッ	ス ノ (株) ビサ ル菱 エ電 機	三 菱 電 機	
点検対象	49,853	4,998	78,539	6,491	138,483	33,997	168,169	480,530		
報告済のもの	49,853	4,900	78,538	6,489	138,473	33,976	168,113	480,342		
特に指摘がな かったもの	49,773	4,898	78,523	6,488	137,716	33,937	168,109	479,444		
是正が必要と されたもの	80	2	15	1	757	39	4	898		
うち是正 済のもの	80	2	15	1	750	39	4	891		
未報告のもの	0	98	1	2	10	21	56	188		

○是正が必要と判断されたエレベーターの不具合内容

(単位: 台)

会社名 不具合 の内容	レチ日	シ	東	製	日	テ	ク	ス	三	計
	(株) ベス本 ・オ タエ レ	タ エン (株) レド ベラ	(株) ベ東 ・芝 エ タレ	製 造 (株) タエ レ	日 本 エ レ	ビ ム (株) シ日 ス立	(株) クフ ジテ ッ	ス ノ (株) ビサ ル菱 エ電 機	三 菱 電 機	
昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書に基 づくC判定とされるもの	ストランド 破断	—	—	1	—	2	2	—	5	
	素線切れ	61	1	13	—	724<6>	23	2	824<6>	
	ロープの伸 び(つりあい おもり底部 のすき間不 足)	15	1	—	1	19	10	2	48	
	ロープの摩 損	—	—	—	—	2	3	—	5	
	ロープの甚 だしい錆	—	—	1	—	1	1	—	3	
	ロープの変 形	—	—	—	—	2	—	—	2	
	素線切れ及 びロープの 甚だしい錆	—	—	—	—	6<1>	—	—	6<1>	
	素線切れ及 びロープの 伸び	—	—	—	—	1	—	—	1	
建築基準法第 68 条 の 26 に基づく構造 方法等の認定の仕 様書の交換基準に 抵触(ロープの被膜 が損傷し、素線が露 出)	1	—	—	—	—	—	—	—	1	
日本工業規格の検 査標準に適合して いるものの、素線切 れのため自主的に ロープ交換を行っ たもの	3	—	—	—	—	—	—	—	3	
計	80	2	15	1	757<7>	39	4	898<7>		

※ < >内の数字は是正指導中のものを示す(内数)。

エレベーター等の部材強度不足への対応について

7月9日に、フジテック（株）が2002年9月～2007年6月に製造したエレベーター12,727台及びエスカレーター634台の部材の一部に、本来使用することを予定していた鋼材よりも強度の低い鋼材が使用された可能性のあることが判明した旨※、フジテック（株）から報告があったところ。さらに1993年1月～2002年8月製造分についても同様の問題があることが判明したと同社より追加報告があった。

1. フジテック（株）からの追加報告の概要

(1) 強度の低い鋼材の種類

SS400相当の無規格材、SPHC材（本来はSS400材）

(2) 対象エレベーター

○2000年1月～2002年8月に製造されたエレベーター

強度の低い鋼材が構造材の一部に使用された可能性のあるエレベーターが484台あるものの、再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかったとの報告を受けた。

(3) 対象エスカレーター

○1998年1月～2002年8月に製造されたエスカレーター

強度の低い鋼材が構造材の一部に使用された可能性のあるエスカレーターが556台あるものの、再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエスカレーターはなかったとの報告を受けた。

2. 国土交通省としての対応

強度の低い鋼材が構造材に使用されたフジテック（株）製のエレベーター等について、建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告を求め、建築基準法に定める基準に対し強度上問題がないことを確認するよう、都道府県を通じて当該エレベーター等の所在地の特定行政庁に要請する。

※強度の低い鋼材が構造材の一部に使用された可能性のあるエレベーター12,727台及びエスカレーター634台うち、フジテック（株）が再度強度計算を行った結果、強度が不足しているが見込まれるエレベーターが560台あったとの報告を受けているが、8月22日現在、厳密な強度計算の結果、509台で強度が不足しているが見込まれ、うち237台で部材交換を行い建築基準法に定める強度基準を満たしたことを特定行政庁で確認している。

国土交通省では、(社)日本エレベーター協会を通じて、エレベーター又はエスカレーターを製造している会員企業において、本来予定していた鋼材よりも強度の低い鋼材を使用したエレベーター又はエスカレーターがないかどうかについての実態調査を要請していたところ、以下のSS400材を予定していたのに対し強度の低いSPHC材を構造材に使用したエレベーターについての調査報告があった。

1. (株)日立製作所が外部に委託して製造したエレベーター

(1) エレベーターの製造者

(株)日立製作所

(2) 対象エレベーター

①製造期間及び台数

1999年11月～2007年6月に製造した256台

②SS400材の予定に対しSPHC材が構造材として使用された部位

かごの下枠（プーリビーム、ベース）、かご床版（床補強材）

③強度の検証結果

再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかったとの報告を受けた。

2. 三菱電機(株)が外部に委託して製造したエレベーター

(1) エレベーターの製造者

三菱電機(株)

(2) 対象エレベーター

①製造期間及び台数

2003年7月～2007年2月に製造した59台

②SS400材の予定に対しSPHC材が構造材として使用された部位

かごの下枠（プーリビーム、ベース）、かご床版（床補強材）

③強度の検証結果

再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかったとの報告を受けた。

3. 三菱電機(株)が一部の構造材の製造を外部に委託して製造したエレベーター

(1) エレベーターの製造者

三菱電機(株)

(2) 対象エレベーター

①製造期間及び台数

2003年8月～2007年7月に製造した1177台

②SS400材の予定に対しSPHC材が構造材として使用された部位

おもり返し車支持梁

③強度の検証結果

再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかったとの報告を受けた。

4. 国土交通省としての対応

- (1) 強度の低い鋼材が構造材に使用された(株)日立製作所製及び三菱電機(株)製のエレベーターについて、建築基準法第12条第5項の規定に基づき両社から報告を求め、建築基準法に定める基準に対し強度上問題がないことを確認するよう、都道府県を通じて当該エレベーターの所在地の特定行政庁に要請する。
- (2) 当該エレベーターの製造者である(株)日立製作所及び三菱電機(株)に対し、強度の低い鋼材が使用されたことについて嚴重に注意するとともに、原因の究明及び再発防止策をとりまとめ、国土交通省に提出するよう求める。また、当該エレベーターや構造材の製造委託先企業、鋼材納入企業に対しても、原因の究明及び再発防止策をとりまとめ、国土交通省に提出するよう求める。(以上経済産業省と連携して実施)
- (3) 今回の実態調査は、(社)日本エレベーター協会を通じて、エレベーター等を製造している会員企業に対し、原則として当該企業が直接購入している鋼材を対象に実施したところであるが、今般、エレベーターや構造材の製造委託先企業が購入した鋼材に問題のあった案件が判明したことから、再度、会員企業製のエレベーター等における製造委託先企業が購入した鋼材についても実態調査を行うよう要請する。

住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの強度不足について

1. 経緯

平成19年3月16日に発生した住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの綱車軸の折損事故を受け、（社）日本エレベーター協会等において、同社の綱車軸の強度についての検証が行われてきた。

その結果、現時点までに74台のエレベーターについて安全上支障があることが判明した。

2. 概要

減速機の製造者：住友重機械工業株式会社（本社：東京都品川区）

当該減速機を使用したエレベーター台数：2934台（25社）

安全上支障があることが判明したエレベーター台数：74台（3社）※【別紙1】

（三精輸送機株式会社
ダイコー株式会社
横浜エレベーター株式会社）

※ 対象台数等については、引き続き、検証中

3. 国土交通省の対応

(1) 詳細な報告の要請

住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの製造メーカーに対し、早急に安全性の検証作業を完了させ、国土交通省に対して報告するよう要請。

(2) 安全対策の要請

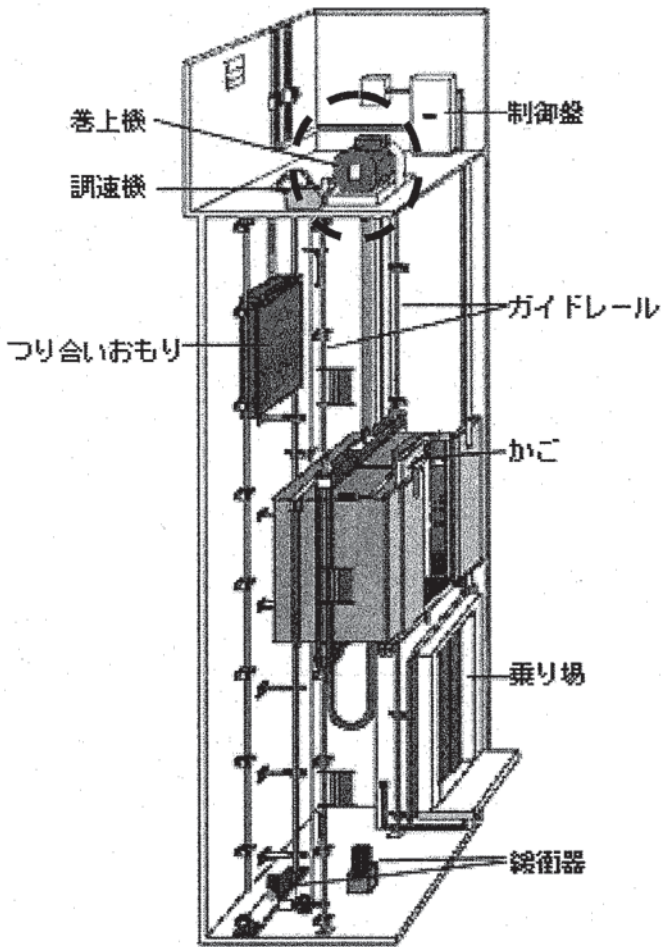
安全上支障があることとされたエレベーターを設置したメーカー各社に対し、速やかに部品交換等の措置を講じ、また、部品交換等がなされるまでの間、積載量の制限等の措置を講じるよう要請。

安全上支障があることの報告のあったエレベーター(都道府県リスト)

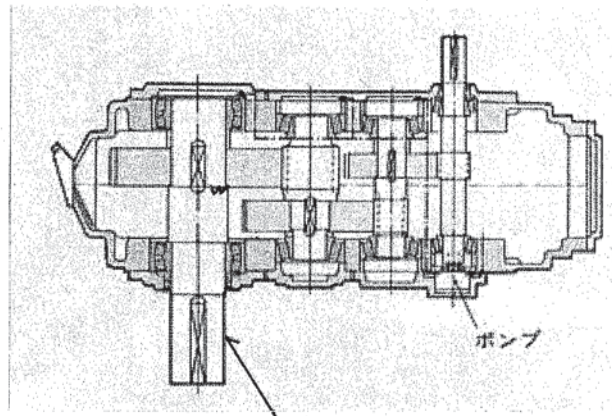
都道府県	三精輸送機 (株)	ダイコー(株)	横浜エレベーター(株)
北海道		1	
青森県			
岩手県			
宮城県			
秋田県	4		
山形県			
福島県			
茨城県			
栃木県	1		
群馬県			
埼玉県			1
千葉県	4		
東京都	2	3	7
神奈川県		3	8
新潟県			
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県	1		
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県	4	1	
三重県	1		
滋賀県			
京都府	2		
大阪府	14	6	
兵庫県	2	2	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			
島根県			
岡山県			
広島県	2		
山口県			
徳島県	1		
香川県			
愛媛県			
高知県			
福岡県	4		
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			
計	42	16	16

○ 巻上機の概要

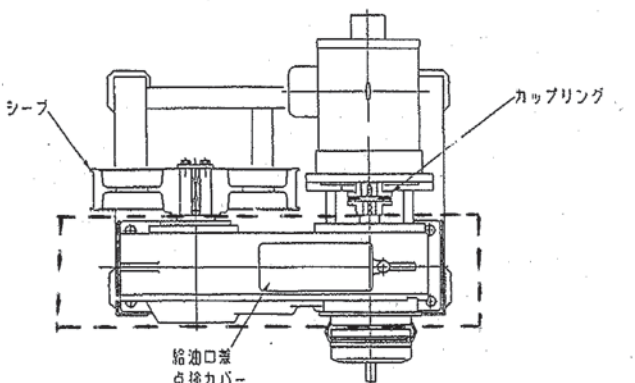
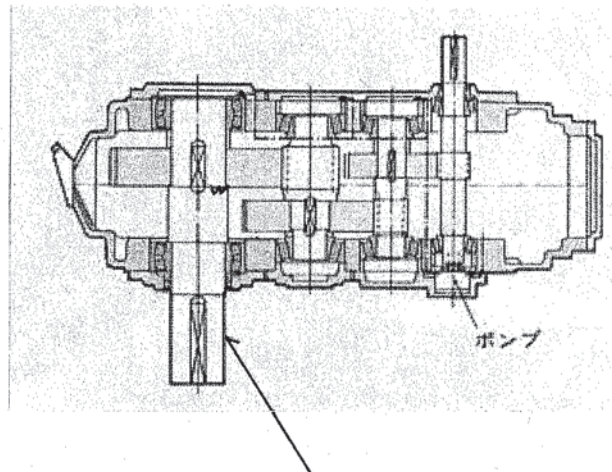
エレベーターの構成例



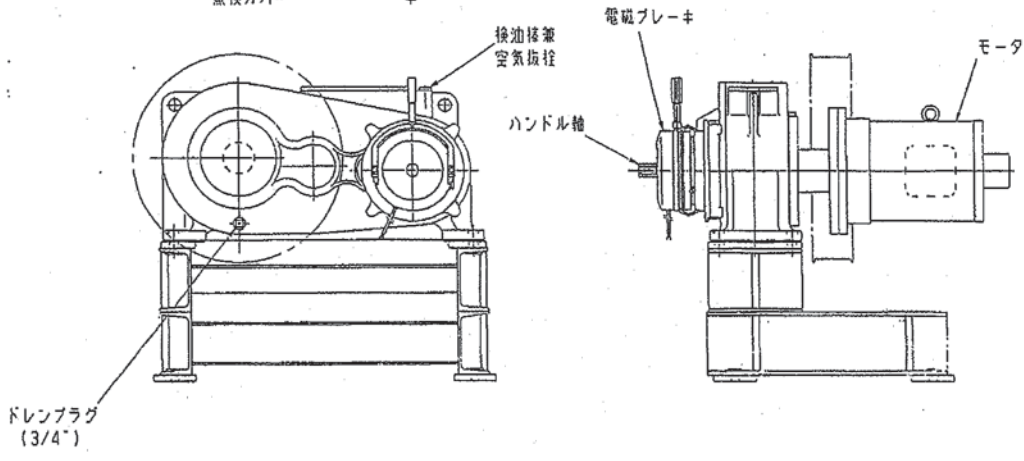
減速機の断面例



折損した軸



巻上機の構成例



シンドラエレベータ（株）及びフジテック（株）のエレベーターの綱車と主索の滑り事故に伴う緊急点検の実施について

1. 事故の概要

①シンドラエレベータ（株）

平成19年9月12日（水）に「とこりん石津店」において、エレベーターが急降下し、乗っていた9名が負傷した。

発生日時：平成19年9月12日（水）午前0時50分頃

発生場所：大阪府堺市西区浜寺石津町西4丁目7番7号 とこりん石津店

被害者：男性客9名

事故概要：男性客9名が3階から上行きのエレベーター（定員9名）に乗り込んだところ、異常降下し、3階床下約185cm下がった位置で停止。50分後に保守会社（シンドラエレベータ（株））が9名を救助。9名は腰を打ったり気分が悪くなったりして救急車で病院に搬送されたがいずれも軽傷。

事故機概要：

製造者：シンドラエレベータ（株）（旧日本エレベーター工業（株））

保守会社：シンドラエレベータ（株）

確認済証月日：昭和48年5月2日

完了検査済証年月日：昭和48年6月15日

定期検査：平成19年4月18日（判定結果：指摘事項なし）

②フジテック（株）

平成19年9月16日（日）に「市営霞住宅A4号棟」において、エレベーターの閉じこめがあった（乗っていた7名にけがはなし。）。

発生日時：平成19年9月16日（日）午前8時13分頃

発生場所：広島県広島市南区霞1丁目4番3号 市営霞住宅A4号棟

被害者：けが人なし

事故概要：住民7名が乗ったエレベーター（定員9名）が1階まで降りようとしたところ、1階で停止せず、1階床下約47cm下がった位置で停止。閉じこめられた住民が外部連絡装置で保守会社（フジテック（株））に救助を要請し、駆けつけた保守会社が約20分後に外部からエレベーターのドアを開けて住民を救助。けが人はなかった。

事故機概要：

製造者：フジテック（株）

保守会社：フジテック（株）

確認済証月日：昭和58年1月24日

完了検査済証年月日：昭和58年8月11日

定期検査：平成19年6月21日（判定結果：指摘事項なし）

2. これまでの調査で判明した事実

シンドラーエレベータ（株）のエレベーターの場合、かごの上昇中にエレベーターの主索と巻上機の綱車に滑りが発生しゆっくり下降する現象が生じることが判明した。

フジテック（株）のエレベーターの場合、ブレーキによる制動が行われたが、かごが定位置を過ぎて停止した。

いずれのエレベーターも、巻上機の綱車のロープ溝の摩耗が進んでいたことが一因の可能性はある。

3. 講じた措置

建築基準法第12条第5項に基づき、シンドラーエレベータ（株）及びフジテック（株）が過去1年間に定期検査等を行った全てのエレベーターの巻上機の綱車について、緊急点検の実施及び結果を求めるよう、特定行政庁に通知するとともに、都道府県に対して、特定行政庁への報告状況を取りまとめ、国土交通省に報告するよう依頼しているところ。

※シンドラーエレベータ（株）

点検実施通知：平成19年9月18日

報告期日：平成19年10月17日

※フジテック（株）

点検実施通知：平成19年9月26日

報告期日：平成19年11月22日

定期報告制度の見直しについて

定期報告制度の調査・検査の項目、方法、基準等及び報告内容について、いただいたご意見等を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

1. 定期調査・検査の項目、方法、基準等の明確化

- 定期調査・検査の業務基準、日本工業規格の検査標準の建築基準法上の位置付けを明確にするため、建築基準法施行規則第6条等の改正により大臣が定める方法等により調査・検査を行うこととし、大臣が定める調査・検査の方法等として、定期検査業務基準書（（財）日本建築設備・昇降機センター）等をもとに定期調査・検査の項目並びに項目ごとの検査方法（目視、動作確認、機器の使用等）及び判定基準等を告示で規定する。
- 判定基準については、安全に係るもので、かつ劣化・損傷が安全性に影響を及ぼす項目（主索、ブレーキ等）については、原則として「指摘なし」、「要重点点検」、「要是正」の3段階、それ以外の項目は、「指摘なし」、「要是正」の2段階とする。

<u>要重点点検</u>	次回の調査・検査までに「 <u>要是正</u> 」に至る恐れが高い状態であり、 <u>所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに要是正の状態に至った場合は速やかに対応することを促すもの。</u>
<u>要是正</u>	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、 <u>所有者等に対して是正を促すもの。</u> 報告を受けた特定行政庁は、必要に応じて建築基準法第12条第5項に <u>基づく是正状況の報告聴取や第9条による是正命令を行うべきである。</u>

なお、「要是正」と判断される不具合があるものの、定期調査・検査において原因の特定が困難な場合は、「要是正」と判定した上で、詳細な調査・検査をすべき旨を、特記事項として明らかにすることとする。

また、定期調査において、例えば一部の外壁の打検によりタイルの浮きが確認され落下のおそれが高い場合は、「要是正」と判定した上で、他の部分も同様の状態である蓋然性が高く外壁の全面にわたり打検等を行いタイルの浮きを精査した上で対策を講ずべき旨を、特記事項として明らかにすることとする。

※ ロープ式エレベーターの検査方法、判定基準については別紙1（P. 3～11）、遊戯施設の検査方法、判定基準については別紙3（P. 21～30）を参照。

2. 定期報告の内容の充実

- 定期報告の内容を充実し、報告を受けた特定行政庁が適切な措置を講じやすくするため、建築基準法施行規則に定められている報告書の様式を改正し、所有者、検査者、検査対象昇降機の諸元、検査結果の総評等について記載する報告書に、特定行政庁が必要と認めて規則で定めた書類（成績表、検査表等）を添えて報告するようになっている現行制度を以下のように見直す。
 - ① 昇降機と遊戯施設で同じ様式の報告書を用いることとされているが、これをそれぞれ定める。
 - ② 定期検査において検査項目の判定をした資格者を明記するとともに、代表する立場の検査資格者が明確にする。
 - ③ 検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項及び前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加する。
 - ④ 定期検査の成績表・検査表（標準様式）を追加し、全国一律に義務づける。
 - ⑤ 必要な検査項目について、写真や試験結果の概要等の裏付け資料の添付を義務づける。

（添付を義務づける資料の例）

検査項目	添付資料
エレベーターの主索	主索のうち基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を撮影した写真
エレベーターのブレーキ	ブレーキパッドの状態を撮影した写真（ドラム式の場合）
遊戯施設の車輪軸	探傷試験の結果
要重点点検・要是正の指摘があった部分	検査の結果、要重点点検または要是正と判定された部分の写真

- また、調査・検査の対象となる特殊建築物等、昇降機、建築設備の利用者がそれらの維持保全の状態をより詳細に知り得るようするため、建築基準法施行規則に定められている報告概要書（閲覧対象）の様式を改正し、検査の結果指摘のあった項目に関する改善に関する事項、不具合に関する事項等を追加する。

※ ロープ式エレベーターの報告書様式については別紙2（P.12～20）、遊戯施設の報告書様式については別紙4（P.31～39）を参照。

ロープ式エレベーターの検査方法、判定基準（案）

昇降機の検査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる検査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表（昇降機の検査の項目及び項目ごとの検査方法等）
（ロープ式エレベーター）

1	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
1.1	機械室への通路・出入口	機械室扉の施錠の状況 手摺の状況 機械室への通行の状況 階段の状況	扉を施錠、開錠し確認する 目視・触診で確認する 機械室までの通路で最小寸法の場所又は障害物がある場所の最も小さい寸法を鋼製巻尺で測定する 踏み面と蹴上げを鋼製巻尺で測定する	— — — —	令第129条の9第四号の規定に適合しないこと 令第129条の9第五号の規定に適合しないこと 通行経路の寸法が高さ1.8m以上、幅0.7m以上を満たしていないこと 令第129条の9第五号の規定に適合しないこと
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置	エレベーター以外の設備の状況 照明装置の状況 換気装置の状況 壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況 機械室床及び機器の汚損の状況	目視で確認する 照明の点灯状況を確認する 換気装置の作動及び換気装置の起動設定温度があるものは設定温度を確認する 目視で確認する 目視で確認する	— — — — —	令第129条の2の5第三号の規定に適合しないこと 照明器具が正常に作動しないこと 令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が40度を超えて設置されていること 漏水が機器に達していること又は窓の破損があること 機器の作動に影響を及ぼす汚損があること
1.3	機械室床の貫通部	貫通部の状況	機械室または、かご上で目視で確認する	—	主索、調速機ロープ、階床選択機のステールテープなどが機械室床の貫通部分と接触していること
1.4	救出装置	手巻きハンドル等の設置状況（手巻きハンドルで操作するタイプ） 制動装置の手動による開放状況 充電回路の作動状況（充電機で制動装置を解放するタイプ）	目視で確認する 手動による作動状況を確認する 充電回路で作動状況を確認する	— — —	手巻きハンドル等が装備されていないこと 手動で制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと 充電回路で制動装置を開放できないこと
1.5	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	開閉器、遮断器の作動状況 手動で遮断、投入操作を行い、電氣的に開閉されることを確認する テストボタン付きのものは押して作動させ、作動状況を確認する	— —	電氣的に開閉されないこと 電氣的に開放されないこと
1.6	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）作動状況	エレベーターを運転し作動状況を確認する	—	エレベーターが正常に作動しないこと
接触器の主接点の状況（密閉型を除く）		目視で確認する	変形があること	異常摩耗があること	
前回検査からの不具合と改善の状況		不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で、改善されていないこと	
1.7	ヒューズ	使用状況	目視で確認する	—	溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること
1.8	絶縁	発電機・電動機主回路	絶縁抵抗計で測定する	—	300V以下のものは0.2MΩ以上、300Vを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.9	絶縁	制御回路（一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	絶縁抵抗計で測定する	—	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.10	絶縁	信号回路（一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	絶縁抵抗計で測定する	—	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.11	絶縁	照明回路	絶縁抵抗計で測定する	—	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.12	接地	二次側の片側接タイプの接地状況	触診で確認する	—	接地線が接地端子に緊結されていないこと
1.13	階床選択機	表示灯の点灯状況 呼び応答の状況	目視で確認する 運転させて呼び応答を確認する	— —	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと 呼びの応答、呼びを保持・消去しないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
1.14	巻上機 減速歯車	潤滑油の量	オイルゲージ等を目視で確認する	—	ギヤオイル量がオイルゲージで示す範囲内でないこと
		潤滑油の劣化状況	色・不純物を目視で確認する	—	ギヤオイルに甚だしい変色・摩耗粉があること
		歯の状況	歯の欠損の有無を目視で確認するとともに、歯厚の段差を目視で確認又はバックラッシュを確認し、段差やバックラッシュが著しい場合は歯厚をノギス等で測定する	—	歯の摩耗が昇降機の検査標準 (JIS A 4302) 5.1.1 (c) 4) の規定値を超えていること又は欠損があること
1.15	綱車・巻胴	溝の摩耗または綱車と主索のトラクションの状況	溝の摩耗状態を製造者が指定する方法で検査する 製造者が検査方法を指定していない場合は主索と綱車が滑らないことを確認する	—	溝の摩耗が製造者設計基準を満たさないこと 製造者の検査方法が確認できない場合はかごが停止している時に積載荷重の1.25倍の積載で主索と綱車が滑ること
		回転状況	巻上機の振動を触診、聴診で確認する	—	回転時に異常振動、異常音があること
		き裂、欠損の状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること
1.16	軸受	発熱の状況	触診で確認する	—	異常発熱があること
		音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
		振動の状況	触診、聴診で確認する	—	異常振動があること
1.17	ブレーキ	油の付着状況	目視で確認する	—	ドラム (ディスク) とパッド摺動面に油が付着していること
		取付状況	触診、目視で確認する	—	取付が確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること
		制動力の状況	無積載上昇時にブレーキ制動を行い作動状況を確認する	—	令第129条の10第二項の規定に適合しないこと
		保持力の状況	次のいずれかの方法で確認する ア. ブレーキをかけた状態でトルクレンチで確認する イ. 無積載上昇時のブレーキの制動を確認する ウ. ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけた状態を確認する エ. 定格積載荷重の1.25倍の荷重を載せ確認する	—	積載荷重の1.25倍の荷重でかごが停止した状態を保持できないこと
		パッドの残厚厚みの状況	次のいずれかの方法で確認する ア. 製造者が指定する方法で確認する イ. 製造者が検査方法を指定していない場合はパッドの厚みを測定し、前回検査からの摩耗量から確認する	製造者設計基準値と比較し電機制動タイプは110%、ブレーキ制動タイプは120%以下であること 製造者設計基準値がない場合は前回検査時の摩耗量と比較し次回検査時にパッド以外の部分がドラム・ディスクに接触するおそれが高いこと	製造者設計基準値以下であること 製造者設計基準値がない場合は、パッド以外の部分がドラム・ディスクに接触していること
		パッドとドラム・ディスクとの接触状況	聴診で確認する	—	走行中にパッドとドラム・ディスクが接触していること
		ブレーキ制動時のプランジャーの余裕ストロークの状況 (ドラム式)	保持している状態で目視で確認するとともにプランジャーの余裕ストロークを触診で確認する	—	プランジャーが他の機器等と干渉していること
		ブレーキコイルの発熱状況	触診で確認する	—	ブレーキコイルの異常発熱があること
		構成機器の作動状況	目視、聴診、触診で確認する	—	作動時に異常音、異常振動があること又は作動が円滑でないこと パッドの摩耗粉が散見されること
		摩耗粉の状況 (電気制動タイプ)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視で確認する	—	電気制動による停止前にパッドとドラムが摺動していること
		作動時の状況 (電気制動タイプ)	ブレーキがかかる時の状態を目視、聴診で確認する	—	軸、軸受けの異常音があること
1.18	そらせ車	外観の状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		音の状況	聴診で確認する	—	軸、軸受けの異常音があること
1.19	電動機	音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
		発熱の状況	触診で確認する	—	異常な発熱があること
		振動の状況	触診、聴診で確認する	—	異常振動があること
		整流子の状況 (整流子があるもの)	運転して火花を目視で確認する	—	無負荷運転時の火花が甚だしいこと
		ブラシの摩耗状況 (ブラシがあるもの)	残存長さを目視で確認する又はノギス等で測定する	—	ピグテールの金具から5mm以内であること
1.20	電動発電機	音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
		発熱の状況	触診で確認する	—	異常な発熱があること
		振動の状況	触診、聴診で確認する	—	異常振動があること
		整流子の状況 (整流子があるもの)	運転して火花を目視で確認する	—	無負荷運転時の火花が甚だしいこと
		ブラシの摩耗状況 (ブラシがあるもの)	残存長さを目視で確認する又はノギス等で測定する	—	ピグテールの金具から5mm以内であること
1.21	機械室機器の耐震対策	転倒・移動防止措置の状況	巻上機、制御盤、発電機、階床選択機、調速機取付を目視、触診で確認する	—	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと
		ロープガードの状況	目視、触診で確認する	—	令第129条の4第3項の規定に適合しないこと

	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準				
			要重点点検	要是正			
2	共 通						
2.1	調速機 かが側	ブーリの状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること		
		機器の取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと		
		支点部の状況	目視、触診で確認する	給油が不十分あること	可動部の動きが円滑でないこと		
		過速スイッチの作動状況	作動状況を確認する	—	過速スイッチを作動した際に安全回路が遮断されないこと又は遮断を保持できないこと		
		過速スイッチの作動速度の状況	回転計で作動速度を測定する	—	平成12年建設省告示第1423号第2第二号の規定に適合しないこと		
		キャッチ作動速度の状況	回転計で作動速度を測定する	—	平成12年建設省告示第1423号第2第四号(イ)の規定に適合しないこと		
		キャッチと過速スイッチの整合性の状況	作動順位を目視で確認する	—	キャッチが過速スイッチより先に作動すること		
		キャッチの作動状況	作動状況を確認する	—	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること		
		2.2	つり合おもり 側	ブーリの状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること
				機器の取付状態	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
支点部の状況	目視、触診で確認する			給油が不十分あること	可動部の動きが円滑でないこと		
かが側調速機との整合性の状況	回転計で作動速度を測定しかが側と比較する			—	キャッチ作動速度が、かが側キャッチ作動速度より小さいこと又は1.1倍を超えていること		
キャッチと過速スイッチの整合性の状況	作動順位を目視で確認する			—	キャッチが過速スイッチより先に作動すること		
キャッチの作動状況	作動状況を確認する			—	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること		
2.3 2.4 2.5	主索	径の状況	基準階(乗降最頻階)から加速終了位置または基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所等で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスで測定し綱車にかけられない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して90%未満であること		
		素線切れの状況	基準階(乗降最頻階)から加速終了位置または基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では18本、8より鋼索では24本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では9本、8より鋼索では12本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では24本、8より鋼索では32本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では12本、8より鋼索では16本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが9本を超えていること		
		摩耗粉の状況	全長の摩耗分の錆の状態(固着を含む)を目視で確認する	—	主索の摩耗粉の錆が多量に主索に付着して素線切れが確認できない状態であること		
		損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	—	損傷、変形があること		
2.6	主索の張り	張りの状況	次の何れかで確認する ア. 各主索端末部のスプリング高さを目視で比較する イ. 主索をかが上で揺らし主索の振幅が同等か確認する ウ. 主索をかが上で手で引き張りが同等か確認する	—	主索の張りが甚だしい不均等があること		
		止め金具の取付状況	目視、触診で確認する	—	ダブルナット、割ピン等に不具合があること		
2.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部	主索・調速機ロープ端末と止め金具の締結状況	目視で確認する	—	締結に不具合があること		
		損傷の状況	目視で確認する	—	止め金具に損傷、欠損、き裂があること		
		取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと		
2.8	主索の緩み検出装置(巻胴式)	取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと		
		作動状況	作動状況を確認する	—	作動しないこと		
2.9	はかり装置	警報及びかが側・乗場戸の状況	作動状況を確認する	—	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと		
		取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと		
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスウィッチの不良が明確で、改善されていないこと		
3	かご室						
3.1	かご室の周壁・天井及び床	かご室の状況	目視で確認する	—	令第129条の6第一号及び三号の規定に適合しないこと又はガラスの欠損・ひび割れ、変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること		
		可燃物の状況(非常用を除く)	目視で確認する	—	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと		

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
		要重点点検	要是正		
3.2 かがの戸及び敷居	戸・敷居の状況	目視で確認する	—	令第129条の6第三号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること	
	連結ロープの状況	目視、触診で確認する	—	変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れなどにより運行に支障をきたしていること	
	ガラスの状況	目視で確認する	—	欠損、ひび割れがあること	
	敷居とドアシューの摩耗状況	目視、触診で確認する	—	敷居、ドアシューに甚だしい摩耗があること	
	扉間、扉と枠の隙間の状況	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	—	戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき間がスライド式ドアでは6mm、押上式ドアでは9.5mmを超えていること	
	可燃物の状況 (非常用を除く)	目視で確認する	—	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと	
	戸の開閉状況	目視で確認する	—	戸の開閉作動が円滑でないこと	
	敷居とドアシューのかかりの状況	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	—	無負荷時に敷居溝とドアシューの掛が6mm未満であること	
3.3 かがの戸のスイッチ	取付け状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと	
	スイッチの作動状況	次の何れかで確認する ア. 途中階でかごを停止させ、かご戸を開き徐々に戸閉させ作動位置を目視で確認する又は金属製直尺で測定する イ. かが戸が開いた状態で動かないことを確認し、スイッチの作動位置を目視で確認する又は金属製直尺で測定する	—	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと又は作動位置が両引き又は上下開きの場合は75mm、片引き又は上開きの場合は50mmを超えていること	
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、戸のスイッチの不良が明確で、改善されていないこと	
3.4 ドアセフティ	作動状況	作動状況を確認する	—	反転作動をしないこと	
3.5 床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	かごを着床面から概ね50mmの位置に移動させ作動状況を確認するとともに、かごを着床面から75mmを超え200mmの間に移動させ、戸開させたまま運転状態にし作動状況を確認する	—	平成12年建設省告示第1429号第1第二号の規定に適合しないこと	
	着床装置の状況	作動状況を確認する	—	着床位置が乗り場床を基準として上下75mmを超えること	
3.6 車止め・光電装置等 (自動車用)	光電装置の状況	作動状況を確認する	—	作動しないこと	
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、光電装置等の不良が明確で、改善されていないこと	
3.7 かが操作盤及び表示器	車止めの状況	目視、触診で確認する	車止めが変形・摩損していること	車止め機能に不具合があること	
	各スイッチの作動状況	作動状況を確認する	—	押ボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと	
	操作機器(押しボタンなど)の取付・操作の状況	触診で確認する	—	操作機器(押しボタンなど)の取付が堅固でないこと又は洗いこと	
	操作箱の施錠状況 (施錠付きの場合)	触診で確認する	—	施錠に不具合があること	
3.8 操縦機	表示器の状況	目視で確認する	—	表示に不具合があること	
	破損の状況	目視、触診で確認する	—	表示部、押しボタンの甚だしい破損があること	
3.9 操縦機	操縦機の操作後の自動復帰状況	作動状況を確認する	動きが渋いこと	平成12年建設省告示第1423号第2第一号の規定に適合しないこと	
	操縦機の作動状況	作動状況を確認する	—	エレベーターが正常に作動しないこと	
3.10 外部への連絡装置	作動状況	通電時、電源遮断時共に外部と連絡できるか確認する	通話装置の音量が小さいことまたは、警報ベル等の鳴動音が小さいこと	令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと若しくは通話装置または警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと	
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、連絡装置の不良が明確で、改善されていないこと	
3.11 かが内非常停止スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	—	平成12年建設省告示第1429号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動しないこと	
3.12 用途・積載量・定員等の標識	標識の状況	目視で確認する	—	令第129条の6第五号の規定に適合しないことまたは、標示に誤りがあること	
3.13 停電灯装置	作動・照度の状況	照明電源を遮断し作動状況を概ね1分間確認(明るさに変動がある場合は30分間確認)するとともに、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する	—	令第129条の10第3項第四号の規定に適合しないこと	
4 かが上	かが上安全スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	—	取付けが堅固でないこと
	頂部安全距離確保スイッチ	作動状況	作動状況を確認をする	スイッチが作動用カムから外れるおそれがあること	平成12年建設省告示第1423号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
	取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと	

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
		要重点点検	要是正	
4.3 上部ファイナルリミットスイッチ・リミット(強制停止)スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第2第五号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
	ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合い重りと緩衝器の間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	—	ばね緩衝器を使用している場合は、つり合いおもりが緩衝器に接するまでに作動しないこと 油入緩衝器を使用している時はストロークの1/2を超えても作動しないこと
	リミットスイッチの作動位置	スイッチの作動位置がドアゾーン内であることを確認する	—	ドアゾーン内で作動しないこと
	取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
4.4 頂部綱車	外観の状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること
	音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	径の状況	基準階(乗降最頻階)から加速終了位置または基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所等で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分に比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分に比較して90%未満であること
4.5 調速機ロープ	素線切れの状況	基準階(乗降最頻階)から加速終了位置または基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では18本、8より鋼索では24本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では9本、8より鋼索では12本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では24本、8より鋼索では32本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では12本、8より鋼索では16本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが9本を超えていること
	摩耗粉の状況	主索全長の摩耗分の錆の状態(固着を含む)を目視で確認する	—	ロープの摩耗粉の錆が多量に主索に付着して素線切れが確認できない状態であること
	損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	—	損傷、変形があること
	かごの救出口の状況(平成12年建設省告示1413号第1項第一号に該当する場合を除く)	蓋・スイッチの作動状況を確認する	—	令第129条の6第四号の規定に適合しないこと
4.6 非常救出口	昇降路壁救出口の状況	戸・戸の自閉・施錠・スイッチの作動状況を確認する	—	令第129条の7第一号の規定に適合しないこと又は戸の自閉・施錠・スイッチの作動に不具合があること
	かご室側部救出口の戸の状況	目視で確認する	—	救出口の蓋(戸)がなく、またあっても破損していること又は施錠・スイッチの作動に不具合があること
	かごのガイドシュー・ローラー	取付状況 摩損の状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する 触診・聴診・目視で確認する	— —
4.7 かごのガイドシュー・ローラー	外観の状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること
	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
4.8 かごつり車	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
4.9 ガイドレール・ブラケット	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	劣化状況	目視で確認する	—	甚だしい損傷、腐食があること
4.10 ドアインターロックスイッチ	取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
	ロック機構の状況	作動状況を確認する	—	令第129条の10第3項第二号の規定に適合しないこと
	スイッチの動作状況	作動状況を確認する	—	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと
	スイッチの動作位置	スイッチ作動位置を確認する	—	スイッチ作動位置が昇降機の検査標準(JISA4302)の基準を満たしていないこと
	インターロックの状況	作動状況を確認する	—	機械的ロックがかかる前に電気スイッチが入ること
	損耗の状況	目視で確認する	ロック機構に変形があること	機構部品に甚だしい損傷、腐食、その他の劣化があること
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で、改善されていないこと

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
		要重点点検	要是正	
4.11 乗場の戸及び敷居	敷居とドアシューの摩耗状況	目視、触診で確認する	—	敷居、ドアシューに基だしい摩耗があること
	戸・敷居の状態	目視で確認する	—	令第129条の7第一号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること
	敷居下部の人、物の挟まれ防止処置の状況	目視で確認する	—	敷居下部の挟まれ防止処置に不具合があること
	扉間、扉と枠の隙間の状況	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	—	戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき間がスライド式ドアでは6mm、押上式ドアでは9.5mmを超えていること
	敷居とドアシューのかかりの状況	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	—	戸のガイドシューのかかりが6mm未満であること
	ガラスの状況	目視で確認する	—	ガラス窓付戸の場合、ガラスにひびや割れがあること
	連結ロープの状況	目視、触診で確認する	—	戸のロープの変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れなどにより運行に支障があること
	ドアクローザーロープの状況	目視、触診で確認する	—	ドアクローザーの機構部品に錆び、腐食、その他の劣化があり運行に支障があること
	戸の可燃物の状況	目視で確認する	—	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと
戸の自閉の状況	目視、触診で確認する	—	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと	
4.12 昇降路壁・囲い	壁・囲いの状況	目視で確認する	—	令第129条の7第一号、四号の規定に適合しないこと又はき裂、漏水により運行に支障の生じるおそれがあること
	可燃物の状況	目視で確認する	—	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと
	エレベーター以外の設備の状況（平成17年国土交通省告示第570号に該当するものを除く）	目視で確認する	—	令第129条の2の5第三号の規定に適合しないこと
4.13 昇降路内の耐震対策	ロープガードの状況	目視、触診で確認する	—	令第129条の4第3項第三号、四号の規定に適合しないこと
	レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	—	かご、つり合おもりガイドシューまたは外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
	突出物に対する保護措置の状況	目視で確認する	—	突出物に対する保護措置に不具合があること
	つり合おもり片の脱落防止措置の状況	目視、触診で確認する	—	つり合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと
4.14 移動ケーブル及び取付部	ケーブルの軌跡の状況	運転時のケーブルの動きを目視で確認する	—	ケーブルが他の機器、突出物と接触により、損傷していること
	取付状況	目視、触診で確認する	—	ケーブル端部及び引止め部に不具合があり運行に支障があること
4.15 つり合おもり各部	枠の状況	目視、触診で確認する	—	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること
	ガイドシュー・ローラーの取付状態	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	ガイドシュー・ローラーの摩損の状況	目視、触診、聴診で確認する	—	摺動部・回転部の摩耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること
4.16 つり合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視で確認する	—	損傷、腐食、その他の劣化があること
	取付状況	目視、触診で確認する	—	構成部材の取付けが堅固でないこと
	作動状況	次の何れかで確認する ア. 無積載でキャッチ作動時にブレーキを開放しても動かないことを確認する イ. 非常止めを作動させシーブが空転することを目視又は空転検知を示すLED・信号等で確認する ウ. キャッチ作動時にかごを持ち上げ動かないことを確認する	—	非常止め装置が作動しないこと
	作動時・復帰時の構成機器の状況	目視、触診、聴診で確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	キャッチ作動時に機械装置、調速機ロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと
4.17 つり合おもりのつり車	外観の状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること
	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
4.18 かごの戸の開閉機構	開閉状況	聴診・目視で確認する	—	戸の開閉時の異常音、振動で戸の開閉に支障があること
	摩耗の状況	目視で確認する	—	開閉機構の摩耗で戸の開閉に支障があること
	構成部品取付け状況	触診で確認する	—	機器の取付けが堅固でないこと
	停電時等の手動開放状況	係合が外れた位置で停止させ手動でかご戸が開くことを確認する	—	停電時等に手動開放できないこと
4.19 かご枠	かご枠材相互の締め付け状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
5	乗場				
5.1	乗場ボタン及び表示器	押しボタンの作動状況	作動状況を確認する	—	押しボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと
		乗場ボタンの取付・操作の状況	触診で確認する	—	操作機器（押しボタンなど）の取付けが堅固でないこと又は洪いこと
		表示器の状況	目視で確認する	—	表示に不具合があること
		破損の状況	目視、触診で確認する	—	表示部、押しボタンの基だしい破損があること
5.2	非常解錠装置	作動状況	最上階と最下階は専用の鍵で乗場から解錠、途中階はかご上から装置を操作し解錠できることを確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	令第129条の10第3項第二号の規定に適合しないこと
		取付状況	触診で確認する	—	機構部品の取付けが堅固でないこと
6	ピット				
6.1	緩衝器	腐食の状況	目視で確認する	—	緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食があること
		取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
		作動状況（油入式）	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する	—	90秒以内に復帰しないこと
		油量の状況（油入式）	ゲージまたは確認口から目視で確認する	ドレン部から油漏れがあること	油量が適量でないこと
6.2	調速機ロープ用及びその他の張り車	張り車の作動状況	聴診・目視で確認する	—	かごの走行中の異常音や揺動等で運行に支障があること
		張り車の取付状況及びピット床等との隙間	目視、触診で確認する	—	張り車の取付に不具合があること又はピット床またはピット機器に干渉していること
		タイダウンスイッチの作動状況	動作確認する	—	作動しないこと
		タイダウン構成部品の取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
6.3	ピット床	汚損と防水の状況	目視で確認する	—	汚損または防水不良により運行に支障があること
		冠水の状況	目視で確認する	—	機器に影響を及ぼす冠水があること
		ピット内機器の腐食状況	目視、触診で確認する	—	ピット内機器及び部材に甚だしい損傷、腐食、その他の劣化があること
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第2第五号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合い重りと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	—	ばね緩衝器を使用している場合は、かごが緩衝器に接する前に作動しないこと 油入緩衝器を使用している時はストロークの1/2を超えても作動しないこと
		リミットスイッチの作動位置	スイッチの作動位置がドアゾーン内であることを確認する	—	ドアゾーン内で作動しないこと
		取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）	作動状況	作動確認及び作動位置（1200mm）の確認をする	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
		取付状況	触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
6.6	かご非常止め装置	機構部の状況	目視で確認する	—	損傷、腐食、その他の劣化があること
		取付状況	目視、触診で確認する	—	取付けが堅固でないこと
		作動状況	次の何れかで確認する ア、無積載でキャッチ作動時にブレーキを開放しも動かないことを確認する イ、非常止めを作動させシーブが空転することを目視又は空転検知を示すLED・信号等で確認する ウ、キャッチ作動時にかごを持ち上げ動かないことを確認する	—	非常止め装置が作動しないこと
		キャッチ動作時のかごの水平度	目視で確認する又は測定する	—	非常止め装置が作動した状態でかごの床の水平が1/30を超えていること
		作動時・復帰時の構成機器の状況	目視、触診、聴診で確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	キャッチ作動時に機械装置、調速機ロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと
		非常止めロープの巻き取り状況	目視で確認する	—	非常止めロープの巻き取り状態が不良であること
		非常止めロープの状況	巻き取り状態を目視で確認する	—	ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆び等により非常止め装置の作動に支障があること
6.7	かご下綱車	外観の状況	目視で確認する	—	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
6.8	つり合ロープ・鎖及び取付部	ロープの摩耗状況	目視で確認する	—	甚だしい摩耗、変形、伸び、錆びがあること
		張りの状況	端末金具の高さを目視で比較し、ワイヤーロープを乗物の上方で前後に揺らし及び手前に引き、張力を確認する	—	張力が著しく不均等であること
		鎖とピット床のすき間の状況	目視、触診で確認する	—	鎖がピット床に接触していること
		止め金具の取付け状況	目視、触診で確認する	—	ダブルナット、割ピン等に不具合があること
		取付部の損傷状況	目視で確認する	—	止め金具に損傷、欠損、き裂があること
		つり合いロープ・鎖と金具の取付状況	目視で確認する	—	締結に不具合があること

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
		要重点点検	要是正	
6.9 つり合おもり底部すき間	隙間の状況	隙間を鋼製巻尺等で測定する	前回検査の隙間と比較し今後も同様な減少傾向が継続した場合に次回検査時に昇降機の検査標準 (JISA4302) の規定値を満たさないこと	最小値が昇降機の検査標準 (JIS A 4302) 表 8 の規定値を満たしていないこと及び最大値が昇降機の検査標準 (JIS A 4302) 表 4 の頂部隙間に係る規定値を確保できないこと
6.10 移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かご昇降時の移動ケーブルの振れを目視で確認する	—	移動ケーブルが他の機器、突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあることまたは、損傷があること
	取付状況	目視、触診で確認する	—	取付部及び引止め部の不具合により運行に支障があること
	移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させクリアランス確認する又はかご停止位置とピット床までの寸法の1/2より移動ケーブルのクリアランスが小さいことを確認する	—	移動ケーブルがピット床と接触していること
6.11 ピット内の耐震対策	ロープガードの状況	目視、触診で確認する	—	令第129条の4第3項第三・四号の規定に適合しないこと
	レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	—	かご、つり合おもりガイドシューまたは外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
	突出物に対する保護措置の状況	目視で確認する	—	突出物に対する保護措置に不具合があること
6.12 かご枠	かご枠材相互の締め付け状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締め付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
7 非常用エレベーター				
7.1 かご呼び戻し装置	作動状況	かご (表示のみ)・乗場・中央管理室で呼び戻し装置及び表示灯の作動を確認する	—	令第129条の13の3第7項、第3項第九号の規定に適合しないこと
	取付・操作の状況	目視、触診で確認する	—	取付けが堅固でないことまたは、洗いかご
	運転の状況	呼び戻し運転時に乗場呼びに回答しないことを確認する	—	乗場呼びに回答すること
7.2 一次消防運転	作動状態	かご内の一次消防運転スイッチを操作し作動状況を確認する	—	非常運転灯が鮮明に点灯 (乗場・中央管理室) しないこと又は乗場呼びに回答すること
	取付・操作の状況	触診で確認する	—	スイッチの取付けが堅固でないことまたは、洗いかご
	最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、または防滴処理の状況	スイッチ類が防滴処理されていない場合は、一次消防運転モード時の信号入力制御盤で正しく処理されているか確認する スイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する	—	防滴処理がされていない場合に信号が入力されても作動しないこと 防滴処理がされている場合に防滴処理に不具合があること
	運転の状況	一次消防運転時乗場呼びに回答しないことを確認する	—	乗場呼びに回答すること
7.3 二次消防運転	作動状態	かご内の二次消防運転スイッチを操作し作動状況を確認する	—	非常運転灯が鮮明に点灯 (乗場・中央管理室) しないことまたは、乗場呼びに回答すること
	取付・操作の状況	目視、触診で確認する	—	取付けが堅固でないことまたは、洗いかご
	最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、または防滴処理の状況	スイッチ類が防滴処理されていない場合は、二次消防運転モード時の信号入力制御盤で正しく処理されているか確認する スイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する	—	防滴処理がされていない場合に信号が入力されても作動しないこと 防滴処理がされている場合に防滴処理に不具合があること
	戸開走行の状況	かご戸・乗場戸を開いたまま運転可能か確認する	—	令第129条の13の3第9項の規定に適合しないこと若しくは通常時の戸閉時間と同程度の時間ブザーが鳴動しないこと若しくは通常時の戸閉時間以内で起動すること又は二次消防運転をしないこと
	速度の状況	瞬間式回転速度計等で測定する	—	令第129条の13の3第11項の規定に適合しないこと
	運転の状況	二次消防運転時乗場呼びに回答しないことを確認する	—	乗場呼びに回答すること
	速度の状況	瞬間式回転速度計等で測定する	—	令第129条の13の3第11項の規定に適合しないこと
7.4 非常標識	標識の状況	目視で確認する	—	令第129条の13の3第9項第九号の規定に適合しないこと
7.5 予備電源確認	作動状況	自主検査等の検査記録を確認する 検査記録がない場合は、予備電源の状態を確認するとともに、予備電源での作動状況を確認する	—	予備電源に不具合があること若しくは十分な燃料がないこと又は予備電源でエレベーターが動かないこと
	かご照明	自主検査等の検査記録を確認する 検査記録がない場合は、予備電源の状態を確認するとともに、予備電源での作動状況を確認する	—	予備電源に不具合があること若しくは十分な燃料がないこと又は予備電源で照明が点灯しないこと
7.6 その他	中央管理室とかごの連絡装置の状況	通話状態が良好か確認する	—	令第129条の13の3第8項の規定に適合しないこと又は通話状態に不具合があること
	かご・昇降路出入り口戸の可燃物の状況	目視で確認する	—	平成12年建設省告示第1428号第1の規定に適合しないこと
	ピット内の浮遊物の状況	目視で確認する	—	ピットに水に浮くものがあること
	防滴の処置状況	目視で確認する	—	機器の防滴対策に不具合があること

	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
8	その他			
8.1	P波感知装置及び地震時管制運転装置	作動状況 感知器を振動させ又はテストボタンが付いているタイプはテストボタンで作動状況を確認する 設置状況 触診で確認する 管制運転の状況 感知器を作動させる又は制御盤で地震信号を入力し作動状況を確認する 自動復帰の状況 自動復帰の状況を確認する	- - - -	作動しないこと 取付けが堅固でないこと 管制運転に不具合があること 一定時間後に管制運転が解除されないこと
8.2	S波感知装置及び地震時管制運転装置	作動状況 感知器を振動させ又はテストボタンが付いているタイプはテストボタンで作動状況を確認する 設置状況 触診で確認する 管制運転の状況 感知器を作動させる又は制御盤で地震信号を入力し作動状況を確認する 自動復帰の状況 自動復帰の状況を確認する	- - - -	感知器が作動しないこと 取付けが堅固でないこと 管制運転に不具合があること 特低ガルの場合に一定時間後に管制運転が解除されないこと及び低・高ガルの場合に解除されること
8.3	乗場戸遮煙構造	気密材の摩耗状況 目視で確認する 取付状況 目視で確認する 停電時の戸閉機能の状況 戸開状態で主電源以外で作動状況を確認する 火災時の戸閉機能の状況 制御盤で火災信号を入力し作動状況を確認する 戸閉時間 (戸の面積が3㎡以内のもの) 扉の閉鎖時間を確認する	- - - - -	摩耗、劣化、破損等があること 取付けに不具合があること 戸閉に不具合があること 人の出入の後、20秒以内に閉鎖しないこと

ロープ式エレベーターの報告書様式 (案)

定期検査報告書

(建築基準法第88条第1項に規定する昇降機を含む昇降機)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

- 【1. 所有者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】

- 【2. 管理者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】

- 【3. 報告対象建築物等】
- 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称のフリガナ】
 - 【ハ. 名称】
 - 【ニ. 用途】
 - 【ホ. 規模】 地下 階 / 地上 階

- 【4. 報告対象昇降機】
- 【イ. 検査対象昇降機の台数】 (台)
 - 【ロ. 指摘】 要是正の指摘あり 台 既存不適格の指摘あり 台
 - 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
 - 【ハ. 指摘の概要】
 - 【ニ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

昇降機の状況等

【1. 報告対象建築物等(昇降機)に係る確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

- 【イ. 今回の検査】平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査関係書類の保存】 有 無

【3. 昇降機の概要】 (番号)

- 【イ. 種類】 建築設備 工作物
【ロ. 種別】 エレベーター (斜行) エスカレーター 小荷物専用
【ハ. 駆動方式】 ロープ式 油圧式 その他 ()
【ニ. 用途等】 乗用 (人荷共用、 非常用) 寝台用 自動車運搬用 荷物用
【ホ. 機械室の有無】 有 無
【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)
(kW) (m/min) (kg) (人) (m) (度)
【ト. 停止階】 階～ 階
【チ. 製造者名】

【4. 検査者】

(代表となる検査者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【5. 保守業者】

- 【イ. 名称】
【ロ. 郵便番号】
【ハ. 所在地】
【ニ. 電話番号】

【6. 検査の状況】

- 【イ. 指摘】 要是正の指摘あり 既存不適格の指摘あり
 要重点点検の指摘あり 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 不要

【8. 備考】

昇降機の検査結果

【ロープ式エレベーター】													
定格速度		m/分		実測速度		上昇		m/分		下降		m/分	
No.	検査項目		検査成績			指摘なし	要重点 点検	要是正	既存不 適格	改善(予定) 年月	担当検査 者名		
1 機 械 室													
1.1	機械室への通路・出入口戸												
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置												
1.3	機械室床の貫通部												
1.4	救出装置												
1.5	受電盤・ 制御盤	開閉器・遮断器											
1.6		接触器・継電器・プリント基板(運転制御用)											
1.7		ヒューズ											
1.8		絶縁	発電機・電動機主回路 (300V以下・300Vを超えるもの)		MΩ								
1.9		絶縁	制御回路 (直流60V交流25V超え150V以下(注)・ 150V以下・150Vを超えるもの)		MΩ								
1.10		絶縁	信号回路 (直流60V交流25V超え150V以下(注)・ 150V以下・150Vを超えるもの)		MΩ								
1.11		絶縁	照明回路 (150V以下・150Vを超えるもの)		MΩ								
1.12	接地												
1.13	階床選択機												
1.14	減速歯車	減速歯車											
1.15		綱車・巻胴	検査方法 製造者設計基準の寸法と比較 (製造者設計基準 mm)		mm								
1.16		軸受		製造者指定のゲージの使用 良. 否 積載荷重の1.25倍の荷重で確認 良. 否									
1.17	巻上機	ブレーキ	保持力 制動距離・トルク・ その他()		良. 否								
			パッドの厚み ○製造者が指定する判定方法 右 mm ・パッドの厚み測定 (製造者設計基準(B) mm) 左 mm (製造者設計基準(C) mm) ・良否判定 判定方法() 良. 否 ○製造者が指定する判定がない場合 ・前回検査時(右 mm) 右 mm (左 mm) 左 mm										
1.18	そらせ車												
1.19	電動機												
1.20	電動発電機												
1.21	機械室機器の耐震対策												
2 共 通													
2.1	调速機	かご側	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)		m/分								
			キャッチ作動速度 (定格速度の %)		m/分								
2.2		つり合おもり側	キャッチ作動速度 (かご側速度の %)		m/分								

昇降機に係る不具合の発生状況等

発生日	No.	検査項目	不具合の内容	原因	改善(予定)日	改善等の内容

※ 不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う閉じ込め等は含まない。

(案)
定期検査報告概要書
(建築基準法第88条第1項に規定するものを含む昇降機)

(第一面)

検査等の概要

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
-

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
-

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称のフリガナ】
 - 【ハ. 名称】
 - 【ニ. 用途】
 - 【ホ. 規模】 地下 階／地上 階
-

【4. 報告対象昇降機】

- 【イ. 検査対象昇降機の台数】 (台)
- 【ロ. 指摘】 要是正の指摘あり 台 既存不適格の指摘あり 台
- 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
- 【ハ. 指摘の概要】
- 【ニ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

昇降機の状況等

【1. 報告対象建築物（昇降機）に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査の関係書類の保存】 有 無

【3. 昇降機の概要】 (番号)

【イ. 種類】 建築設備 工作物

【ロ. 種別】 エレベーター (斜行) エスカレーター 小荷物専用

【ハ. 駆動方式】 ロープ式 油圧式 その他 ()

【ニ. 用途等】 乗用 (人荷共用、 非常用) 寝台用 自動車運搬用 荷物用

【ホ. 機械室の有無】 有 無

【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)

(kW) (m/min) (kg) (人) (m) (度)

【ト. 停止階】 階～ 階

【チ. 製造者名】

【4. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

建築基準適合判定資格者 第 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

建築基準適合判定資格者 第 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘】 要是正の指摘あり 既存不適格の指摘あり

要重点点検の指摘あり 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 不要

【8. 備考】

昇降機の検査結果及び不具合の発生状況等

【1. 要是正の指摘の具体的内容】

No.	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

【2. 不具合の具体的内容】

発生日	No.	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

※ 不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う閉じ込め等は含まない。

遊戯施設の検査方法、判定基準（案）

遊戯施設の検査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる検査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表（遊戯施設の検査の項目及び項目ごとの検査方法等）

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
1	構造部分			
1.1	地盤	施設付近の地盤の不同沈下等	目視で確認する	施設の周辺地盤に土砂流失又は地割れ等があること
1.2	基礎	基礎コンクリートのき裂	クラックスケール等でき裂の幅が最も大きい箇所を測定する	幅0.3mm程度のき裂があること
		基礎の不同沈下、移動	目視で確認する	—
1.3	道床	道床の不同沈下、傾斜、移動	目視で確認する	道床の周辺地盤に土砂流失又は地割れ等があること
1.4	基礎と構造物を定着させる部分	アンカーボルト、ベースプレートのき裂、破損、変形	目視で確認する	—
		ベースプレートの錆、腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	基だしい錆又は腐食があること
		ナット、アンカーボルトの錆、腐食	目視で確認する	基だしい錆があること
		アンカーボルト、ナットの緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—
		ナットの緩み止め	目視で確認する	—
		根巻きコンクリートのき裂、はく離	目視で確認するとともに、クラックスケール等でき裂の幅が最も大きい箇所を測定する	幅0.3mm程度のき裂があること
		腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること	
1.5	構造物	構造部材及び補助部材の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—
		構造部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	腐食により部材の残存厚さが元厚の92%未満であること
		補助部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	基だしい錆又は腐食があること
		構造物の部材の変形、偏位、き裂、破損	目視で確認する	—
		構造部材の接合部分の緩み、き裂	目視でき裂を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—
		構造物における当初荷重を超える荷重の有無	設計図書との照合等により確認する	—
		腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること	
1.6	舞台及び床	舞台の構造材、床の破損、腐食、変形	目視で確認する	—
		舞台及び床の接合部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—
		安全柵、手すりの破損	目視で確認する	—
		回転舞台と接する床とのすき間及び段差	回転舞台と接する床面との隙間及び段差を金属製直尺等で測定する	—
1.7	屋根及び天井	屋根の構造材、天井の破損、腐食、変形	目視で確認する	—
		屋根及び天井の接合部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—
2	軌道関係			
2.1	軌条・走路・水路及び滑走路	軌条、走路及び水路のき裂、変形	目視で確認する	—
		軌条、走路及び水路の錆、腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	基だしい錆又は腐食があること
		軌条、走路及び水路の摩耗	腐食を除去して部材の厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺、超音波厚さ計等で測定する	摩耗量が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表1の基準値の90%を超えていること
		軌条、走路及び水路の接合部の緩み、き裂	目視でき裂を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—
				運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂、変形があること
				腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
				摩耗量が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表1の基準値を超えていること
				腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
				緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、接合部全体に緩みがあること又は溶接部にき裂があること

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
	軌条、走路及び水路の支柱との接合部の緩み、き裂	目視でき裂を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、軌条、走路及び水路の支柱との接合部全体に緩みがあること又は溶接接合部にき裂があること	
	軌条、走路及び水路の接合部の緩衝用ゴム材の破損、劣化	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがある破損、劣化があること	
	軌条の軌間寸法、カント(軌条の高低差)	レールゲージ、角度計で測定する		設計図書の許容値の基準(設計図書がない場合の判定基準は検討中)から外れること	
	FRP(繊維強化プラスチック)製滑走路本体の劣化損傷	目視、触診、テストハンマーでの打検で確認する	クモの巣状のき裂、微細なき裂があること	クモの巣状き裂、微細なき裂が集中していること又は繊維が露出していること	
	金属製滑走路の劣化損傷	目視、テストハンマーでの打検で確認する	残存厚さが91%に満たないこと又は表面塗装の塗膜厚が摩耗により薄くなっていること	残存厚さが90%に満たないこと	
	滑走路の接合面の取付状況	目視で漏水を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、滑走路の接合ボルトの締め付けが適正でないこと又は接合部より基だしい漏水があること	
	滑走路張出し部分(手すり)・飛出防止壁の取付状態及びき裂、破損、変形	目視でき裂、破損、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で手すりの接合ボルトの締め付け状態を確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、滑走路飛出防止壁、手摺の接合ボルトの締め付けが適正でないこと又は飛出防止壁、手すり本体にき裂、破損、変形があること	
	水路又は接合部の漏水	目視で確認する	—	水路のき裂、又は接合部のパッキンの破損等による漏水が基だしいこと	
2.2	支持部材	支持部材のき裂、変形	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂、変形があること
		支持部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	基だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
		支持部材の取付部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、支持部材の取付部全体に緩みがあること
		滑走路と支持部材、支柱との取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、滑走路と支持部材、支柱との接合ボルトの締め付けが適正でないこと又は溶接部にき裂があること
3	駆動装置及び伝動装置				
3.1	電動機及び制動機	電動機の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付部に異常があり動作が不安定なこと
		電動機の作動状態	目視、触診、聴音で確認する	—	軸受部の給油状態が不十分で、異常音、異常発熱及び異常振動があること
		制動片の残存厚みの状況	制動片の厚みを測定し、前回検査からの摩耗量から確認する	製造者設計基準値(製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中)と比較し電機制動タイプは110%、ブレーキ制動タイプは120%以下であること	製造者設計基準値(製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中)以下であること
		制動機の性能	動作を確認する	—	制止、制動力が不完全であること
3.2	軸継手	軸継手の取付状況	目視、聴音で確認するとともに、動作を確認する	—	取付部の異常若しくは運転時に異常音、異常振動があること
		軸継手の結合状況	目視、聴音で確認するとともに、動作を確認する	—	間欠運転があり結合状態が円滑でないこと
		油、粉体の量と劣化	目視、触診で確認する	—	接手の媒体となる油又は粉体に過不足又は異常があること
		ローラチェーン、ゴム等の継手媒体の摩耗、変形、劣化	運転状態で目視確認し、異常が認められた場合には分解して摩耗、変形、劣化状態を確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがある摩耗、変形、劣化があること
		クラッチの作動状況	運転状態で目視確認し、滑りなどがある場合には摩擦板の摩耗、表面のきずや破損状態を目視で確認する	—	クラッチによる動力の伝達、遮断が確実でないこと
3.3	減速機	減速機の取付状況	目視で取付部を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常があること
		開放型減速機の歯車の歯面の摩耗	片当たり、偏摩耗を目視、聴診で確認するとともに、歯の厚さをノギス等で測定する	—	歯車の歯面に片当たり及び偏摩耗があり、歯の摩耗が昇降機の検査標準(JIS A 1701) 5.3.3 b)の規定値を超えていること
		減速機の軸受部の給油状態、軸受の破損	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	—	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと
		密閉型減速機の油の量、劣化	油面計により油量を確認するとともに、油を少量取り出し劣化状態及び金属粉などの不純物の混入状況を目視、触診で確認する	—	潤滑油の量及び成分が適切でないこと
		密閉型減速機のバックラッシュ	停止状態で入力軸と出力軸の遊びを目視、触診により確認する	—	入力軸と出力軸の間に異常な遊び(バックラッシュ)があること

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
			要重点点検	要是正		
3.4	伝動装置	伝動装置の取付状況、給油状況	目視で取付部及び給油の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常がある若しくは給油状態が悪いこと	
		ローラチェーン、Vベルトの設置状態、摩耗	目視で確認及び運転状態での聴音で確認する。	—	ローラチェーンに基だしい伸びがあること若しくはVベルトがブリー溝に底当たりすること又はスリップ、異常振動、異常音があること	
3.5	軸及び軸受装置	軸受装置の取付部の取付状況、劣化損傷	目視で取付部及び給油の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に基だしい錆、腐食、損傷があること	
		軸及び軸受装置の劣化損傷、給油状況	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	—	回転時に異常音、異常振動、異常発熱がある若しくは給油状態が悪いこと	
		軸の劣化損傷	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがある損傷及び基だしい摩耗があること	
3.6	駆動用歯車装置	駆動用歯車装置の設置状況	目視若しくは触診で軸、歯車のがたつきを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常があること	
		駆動用歯車装置の劣化損傷	目視で確認する	—	基だしい錆、腐食があること	
		歯車の歯面の摩耗	片当たり、偏摩耗を目視、聴診で確認するとともに、歯の厚さをノギス等で測定する	—	歯車の歯面に片当たり及び偏摩耗があり、歯の摩耗が昇降機の検査標準（JIS A 1701）5.3.6 b)の規定値を超えていること	
		歯車の給油状況	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	—	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと	
		歯車の劣化損傷	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂又は部分的欠陥があること	
3.7	駆動車輪装置	車輪の取付状況、給油状況	運転状態で心ずれを目視確認するとともに、聴音により軸受部の給油状態を確認する	—	車輪の回転が円滑でなく、かつ、軸受部の給油が適切でないこと	
		軸受の劣化損傷	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	—	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと	
		車輪の摩耗	ノギス等で測定する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）を超えていること	
		車輪表面の劣化損傷	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがあるきず、はく離又は偏摩耗があること	
		空気入りタイヤの空気圧	エアゲージで空気圧を測定する	—	空気圧が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%未満であること	
		車輪の取付金具、取付ボルトの劣化損傷	目視で確認する	—	き裂、破損があること	
		車軸の劣化損傷	目視で確認する	—	き裂、基だしい摩耗があること	
3.8	案内車輪装置	車輪の取付状況、給油状況	運転状態で心ずれを目視確認するとともに、聴音により軸受部の給油状態を確認する	—	車輪の回転が円滑でなく、かつ、軸受部の給油が適切でないこと	
		軸受の劣化損傷	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	—	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと	
		車輪の摩耗	ノギス等で測定する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）を超えていること	
		車輪表面の劣化損傷	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがあるきず、はく離又は偏摩耗があること	
		空気入りタイヤの空気圧	エアゲージで空気圧を測定する	—	空気圧が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%未満であること	
		車輪の取付金具、取付ボルトの劣化損傷	目視で確認する	—	き裂、破損があること	
4	巻上装置	車軸の劣化損傷	目視で確認する	—	き裂、基だしい摩耗があること	
4.1	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	巻上用チェーンの劣化損傷	目視で確認する	—	チェーンのリンクに基だしい錆、腐食、き裂があること
		巻上用チェーンの軸、リンク孔の摩耗	リンクについては2リンク以上抜き取り、摩耗量をノギス等で測定する	摩耗量が当初直径の9%を超えていること	摩耗量が当初直径の10%を超えていること	
		巻上用チェーンのリンク板の摩耗	2リンク以上抜き取り、摩耗量をノギス等で測定する	厚さ及び幅の摩耗量が当初直径の9%を超えていること	厚さ及び幅の摩耗量が当初直径の10%を超えていること	
	スプロケット	巻上用チェーンの伸び	4リンク以上の長さをノギス、金属製直尺等で測定する	伸び率が当初の1.35%を超えていること	伸び率が当初の1.5%を超えていること	
		スプロケットの歯幅の摩耗	歯の幅をノギス等で測定する	摩耗量が当初の13.5%を超えていること	摩耗量が当初の15%を超えていること	
	軸受の取付	スプロケット軸受の取付状況	目視で取付部を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常があること	
		スプロケットの給油状況	目視で確認する	—	給油が不十分で運転継続に支障があること	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
			要重点点検	要是正		
4.2	ベルトコンベア巻上装置	軸・軸受	軸及び軸受の給油状況、摩耗劣化	給油状態を目視で確認するとともに、運転状態で聴音により軸及び軸受けの摩耗状況を確認する	給油が不十分であること又は異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと	
		チェーンガイド	チェーンガイドの摩耗、変形	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがある摩耗、変形があること
		巻上用ベルト	巻上用ベルトの設置状況	緊張具合、滑りの有無を目視、触診で確認する	—	巻上用ベルトを緊張しても滑りがあること
			巻上用ベルトの劣化損傷	目視で確認する	—	表面及び耳部に運転継続に支障を及ぼすおそれのある破損、摩耗、劣化があること
			巻上用ベルト接合部の劣化損傷	目視で確認する	—	き裂、はく離があること
		駆動用プーリ及び各ローラ	駆動用プーリのき裂、腐食及びライニングの摩耗	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂、腐食、ライニングの摩耗があること
			駆動用プーリの取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、駆動用プーリが軸に強固に固定できないこと
			各ローラの回転状況	運転状態で目視により確認する	—	各ローラなどの回転が円滑でないこと
		軸受	軸受の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、軸受け金具の取付が強固でないこと
			軸受の給油状況	目視で確認する	—	給油が不十分で軸が円滑に回転しないこと
4.3	ワイヤーロープ巻上装置	主索	摩耗粉の状況	全長の摩耗分の錆の状態（固着を含む）を目視で確認する	—	主索の摩耗粉の錆が多量に主索に付着して素線切れが確認できない状態であること
			損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	—	損傷、変形があること
			素線切れ	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車に掛かる場所付近や傷のある場所等で最も摩耗の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では12本、8より鋼索では16本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では9本、8より鋼索では10本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが6本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では18本、8より鋼索では24本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では10本、8より鋼索では12本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること
			径の状況	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車に掛かる場所付近で最も摩耗の進んだ部分の直径をノギスなどで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して90%未満であること
		主索の張り	張りの状況	次のいずれかで確認する 各主索端末金具の高さを目視で比較する 主索を巻上ドラムの上で前後に揺らし主索の振幅が同等か確認する 主索を巻上ドラムの上で手前	—	複数本の主索が受ける張力が甚だしく不均等であること
		主索の端部と止め金具部	止め金具の取付状況	目視で確認する	—	ダブルナット、割ピン等に不具合があること
			主索と止め金具の締結状況	目視で確認する	—	締結に不具合があること
			損傷の状況	目視で確認する	—	止め金具に損傷、欠損、亀裂があること
		綱車	綱車の配列	目視で確認する	—	配列が鋼索中心とずれていて運転継続に支障があること
			綱車の劣化損傷	綱車のき裂、摩耗を確認し、運転時に滑りの有無を確認する	—	耳部の欠け、き裂及び溝部の甚だしい摩耗があり、ワイヤーロープとの間で滑りがあること
綱車の脱索防止装置の機能	運転時に主索が綱車から外れることがないか動作を確認する		—	脱索防止装置が機能していないこと		
綱車の軸受部の給油状況、劣化損傷	運転状態で目視、触診、聴音により確認する		—	回転時に異常音、異常振動、異常発熱がある若しくは給油状態が悪いこと		
綱車の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する		—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、固定が強固でないこと		
巻上機	巻上機の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、固定が強固でないこと		
	駆動ドラムの劣化損傷	目視で確認する	—	駆動ドラムに腐食、き裂があること、又はロープ溝の摩耗が顕著であるか摩耗が不均一であること		

	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
4.4	緊張装置	緊張装置の劣化損傷	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれのある腐食、変形、偏位、き裂及び破損があること
		緊張装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、強固に固定できないこと
		緊張装置の機能	目視、触診で確認する	—	作動状態に異常があり、かつ張力の調整ができないこと
5	安全装置				
5.1	非常止め装置	非常止め装置の作動状況	作動状況を確認する	—	非常止め装置の作動が確実でないこと
		非常止め装置の劣化損傷	目視で確認する	—	甚だしい錆、腐食があること
		非常止め装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付部に緩みがあること
5.2	緩衝装置	緩衝装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、強固に固定できないこと
		緩衝装置の作動状況	動作させて機能を確認できるものは確認する	—	機能が良好でないこと
		緩衝装置（油入式）の作動状況	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する	—	90秒以内に復帰しないこと
		油量（油入式）	目視で確認する	—	油量が適量でないこと
		緩衝装置の腐食	目視で確認する	—	緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食があること
5.3	乗物逆行防止装置	乗物逆行防止装置の機能	乗物が巻き上げ部途中にある時に非常停止させ、作動状況を確認する	—	作動が確実でないこと
		乗物逆行防止装置の乗物側の取付状況、劣化損傷	目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の乗物側の取付けが強固でないこと又は甚だしい錆、腐食、変形があること
		乗物逆行防止装置の固定側の取付状況、劣化損傷	目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は変形、甚だしい摩耗、腐食があること
5.4	乗物急激降下防止装置	乗物急激降下防止装置の取付状況、劣化損傷、作動状況	目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は変形、甚だしい摩耗、腐食があること
		乗物急激降下防止装置の作動状況	絞り弁を全閉から徐々に開放し作動を確認する	—	作動に異常があること
5.5	制動装置	制動装置の取付状況	目視で取付部を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は取付部に異常があること
		制動装置本体及び制動片の劣化損傷	目視で確認する	—	甚だしい錆、腐食、変形などがあること
		制動装置の機能	作動状況を確認する	—	制動作用が確実でなく、制動力の調整が不十分であること
		ブレーキライニング、乗物の制動板の残存厚みの状況	制動片の厚みを測定し、前回検査からの摩耗量から確認する	製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）と比較し電機制動タイプは110%、ブレーキ制動タイプは120%以下であること	製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）以下であること
		ブレーキライニングの取付状況及び表面のきず	目視で表面の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は表面のきずが顕著であること
		制動装置の作動状況等	目視で可変部の給油状態、摩耗を確認するとともに、手動操作で開閉し作動状況を確認する	—	可動部の給油が不適切で摩耗が著しいこと又は作動が円滑でないこと
		制動用ばねの取付状況、緩み止め	目視で緩み止めの施工状況を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、制動用ばねを固定するボルト及びナットの締付けが強固でないこと又は緩み止めが施されていないこと
		制動装置のセンサーの取付状況	目視、触診で確認する	—	センサーの取付けが強固でないこと
		制動装置のセンサーの作動状況	手動で制動装置を解放させ作動状況を確認する	—	センサーの作動が確実でないこと
		制動装置を作動させる装置（リンク装置、空圧シリンダー、空気ばねなどのアクチュエーター）の取付状況等	目視で確認する	—	取付けが強固でなく、変形、破損、甚だしい錆、腐食があること
5.6	速度制御装置	速度制御装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け確認等で確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、強固に固定できないこと
		速度制御装置の劣化損傷	目視で確認する	—	変形、破損、甚だしい錆、腐食があること
		速度制御装置の作動状況	作動状況を確認する	—	偏心、滑りがあり作動が確実でないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
			要重点点検	要是正		
5.7	追突防止装置	追突防止装置の作動状況	先行する乗物が停止している状態で作動状況を確認する	—	追突防止装置の作動が確実でないこと	
		追突防止装置のセンサーの取付状況	目視、触診で確認する	—	取付けが強固でないこと	
		追突防止装置のセンサーの作動状況	作動状況を確認する	—	作動が確実でないこと	
5.8	水位検出装置	水位検出装置の作動状況	作動状況を確認する	—	作動が確実でないこと	
		水位検出装置の取付の劣化損傷	目視で確認する	—	取付けが不確実で、破損、腐食があること	
6 乗物関係						
6.1	乗物	外装及び床	乗物の外装及び床の劣化損傷	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれのあるき裂、破損、腐食、浸水があること
		構造部材	乗物の構造部材及び接合部の劣化損傷	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれのあるき裂、破損、変形、緩み、腐食があること
		座席及び手すりなど	乗物の座席、手すり、握り棒、安全棒などの劣化損傷、取付状況	目視で確認する	—	破損があること又は取付けが確実でないこと
		扉・窓及び掛金	乗物の扉、窓及び掛金などの劣化損傷	目視で確認する	—	破損があること
		身体保持装置及び安全ベルト	身体保持装置（ひざ押さえ、ハーネス、シートベルトなど）の作動状況	目視、触診で確認する	—	作動状態が悪く、ロックが不確実であること
6.2	客席部取付装置	客席部取付装置の取付台の劣化損傷	目視で破損を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により取付の緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付けが強固でないこと又は損傷、破損があること	
		客席部取付装置の回転軸部の給油状況	目視、聴診で確認する	—	給油が不適切で摩損によるがたつきや異常音があること	
		乗物を吊る丸鋼、リンクチェーンなどの部材の摩損、取付状況	目視で摩損状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する。	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により緩みがあること又は摩損があること	
		乗物を吊るワイヤーロープの摩耗粉、錆	全長にわたり目視で確認する	—	摩耗粉の錆が多量に付着して素線切れが確認できない状態であること	
		乗物を吊るワイヤーロープの損傷	全長にわたり目視で確認する	—	変形があること	
		乗物を吊るワイヤーロープの素線切れ	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車に掛かる場所付近や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では12本、8より鋼索では16本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では9本、8より鋼索では10本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが6本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では18本、8より鋼索では24本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること 素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では10本、8より鋼索では12本を超えているまたは1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること	
		乗物を吊るワイヤーロープの径	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車にかかる場所付近で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスなどで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して90%以上92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して90%未満であること	
		複数本の乗物を吊るワイヤーロープの張力、設置状況	端末金具の高さを目視で比較し、ワイヤーロープを乗物の上方で前後に揺らし及び手前に引き、張力を確認する	—	張力が不均等であること	
		乗物を吊るワイヤーロープ端部の止め金具の劣化損傷	目視で確認する	—	腐食、欠損、き裂、取付部の緩みがあること	
		6.3	走行台車	走行台車枠の劣化損傷	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する	—
走行台車先端軸の摩耗	台車先端軸の径をマイクロメーターなどで測定する又は分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のは1年以内に行ったもの）により確認する			摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）を超えていること	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準				
			要重点点検	要是正			
	台車中心軸	走行台車先端軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されなく場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	—	き裂、損傷があること		
		走行台車中心軸の摩耗	台車中心軸の径をマイクロメーターなどで測定する又は分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）を超えていること		
		走行台車中心軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されなく場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	—	き裂、損傷があること		
6.4	車輪装置	軸受の給油状況と車輪の回転	目視で確認する	—	給油が不適切で回転状態が異常であること		
		車輪の摩耗、劣化損傷	目視で欠損、き裂を確認するとともに、ノギス等で車輪の径を測定する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%を超えていること	車輪に欠損、き裂があり、摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）を超えていること		
		空気入りタイヤの空気圧状態	エアゲージで空気圧を測定する	—	空気圧が規定値の90%未満であること		
		車輪の取付状況	目視で緩み止めを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する。	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付ピン、ボルト、ナットなどの締め付けが適正でないこと又は緩み止めが施されていないこと		
		車輪軸（主輪軸、側輪軸、受輪軸）	車輪軸の摩耗	車輪軸の径をマイクロメーターなどで測定する又は分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）を超えていること	
		車輪軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されなく場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	—	き裂、損傷があること		
		車輪取付枠	車輪取付枠の取付状況	目視で緩み止めを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付ピン、ボルト、ナットなどの締め付けが適正でないこと又は緩み止めが施されていないこと	
		車輪取付枠の劣化損傷	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されなく場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	—	甚だしい錆、腐食、き裂破損、摩耗があること		
		6.5	乗物引上げ金具	引上げ金具の作動状況	作動状況を確認する	—	作動が確実でないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準					
			要重点点検	要是正				
6.6	車両連結器	車両連結器の取付状況、劣化損傷	目視で腐食、破損の状態、給油状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	—	取付部に腐食、破損があること又は緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、固定が強固でないこと又は給油が適切でないこと			
		連結軸の摩耗	連結軸の径をマイクロメーターなどで測定する又は分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外の場合は1年以内に行ったもの）により確認する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）を超えていること			
		車両連結器の取付状況、劣化損傷	目視で緩み止めを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する。	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付ピン、ボルト、ナットなどの締め付けが適正でないこと又は緩み止めが施されてないこと			
7	油圧装置・空圧装置・揚水装置							
7.1	油圧装置	油圧パワーユニット	油圧パワーユニットの取付状況、作動状況	目視、触診、聴診で確認する	—	取付が確実でないこと、各部に油漏れがあること又は運転状態に異常があること		
		安全弁	安全弁の作動状況	作動状況を確認する	—	作動圧力が常用圧力の1.25倍を超えても作動しないこと		
		圧力計	圧力計の破損	目視で確認する	—	圧力計が破損しており、指示が読み取れないこと		
			圧力計の取付状況	目視で確認する	—	有効な圧力計が、必要な場所に取付けられていないこと		
		制御弁	制御弁の取付状況	目視、触診で確認する	—	制御弁の取付けが強固でなく、作動が良好でないこと		
			制御弁の作動状況	目視で油漏れを確認するとともに、作動状況を確認する	—	破損があり、異常な油漏れがあること又は正常に作動しないこと		
		油タンク	作動油の劣化、油量	油量を油面計で確認するとともに、油の状態を目視、触診で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれのある油の汚れ、劣化、油量不足があること		
			油圧タンクの劣化損傷	目視で確認する	—	腐食が甚だしいこと		
		油温	油温	油温計等で測定するとともに、油温を制御する装置の動作状況を確認する	—	油温が5℃～60℃の範囲を逸脱していること又は油温を制御する装置が正常に作動しないこと		
			冷却水の配管系統の設置状況	目視で確認する	—	冷却水の配管が飲料水系統に直結していること		
		7.7	空圧装置	コンプレッサー	コンプレッサーの取付状況、作動状況	触診、聴診で確認する	—	取付が確実でないこと又は異音、振動があり運転状態が異常であること
				コンプレッサーの潤滑油の量及び劣化	目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれのある汚れ、劣化、油量不足があること	
安全弁	安全弁の機能			作動状況を確認する	—	作動圧力が常用圧力の1.25倍を超えても作動しないこと		
圧力計	圧力計の破損			目視で確認する	—	圧力計が破損しており、指示が読み取れないこと		
	圧力計の取付状況			目視で確認する	—	有効な圧力計が、必要な場所に取付けられていないこと		
制御弁	制御弁の取付状況			目視、触診で確認する	—	制御弁の取付けが強固でなく、作動が良好でないこと		
	制御弁の作動状況			目視で空気漏れを確認するとともに、作動状況を確認する	—	破損があり、異常な空気漏れがあること又は正常に作動しないこと		
エアタンク	エアタンクの劣化損傷			目視で確認する	—	運転上支障を及ぼすおそれのある甚だしい腐食があること		
7.12	揚水装置			揚水ポンプ	揚水ポンプの取付状況、作動状況	触診、聴診で確認する	—	取付が確実でないこと又は異音、振動などがあり、運転状態が異常であること
					揚水ポンプの軸受部の給油状況	触診、聴診で確認する	—	給油状態が不良で異常発熱があること
				グランドパッキンの摩耗	目視で確認する	—	摩耗し漏水が甚だしいこと	
				電動機	揚水ポンプ電動機の電流	電流計で測定する	—	運転時の電流が定格電流値を超えていること
7.14	弁類	弁類の取付状況、破損	目視で破損を確認するとともに、動作状況を確認する	—	弁類に破損があり、機能しないこと			
7.15	集毛器	集毛器の損傷	目視で確認する	集毛器本体、集毛カゴに甚だしい錆があること	集毛器本体、集毛カゴに腐食、破損、変形があること			
7.16	圧力計	圧力計の破損	目視で確認する	—	圧力計が破損しており、指示が読み取れないこと			
		圧力計の取付状況	目視で確認する	—	有効な圧力計が、必要な場所に取付けられていないこと			
7.17	アクチュエーター	アクチュエーターの取付状況	目視で確認する	—	取付部に異常があり、運転継続に支障があること			
		アクチュエーターの劣化損傷	目視で確認する	—	ロッド表面に運転上支障を及ぼすおそれのあるあばた状の錆又はきずがあること			
		アクチュエーターの作動状況	目視で確認する	—	作動状態が円滑でないこと又は異音、振動、甚だしい油若しくは空気漏れがあること			
7.18	離脱防止装置	ブランジャーの離脱防止装置	目視で確認する	—	ブランジャーの離脱防止装置の作動が確実でないこと			

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
7.19	配管及び耐震対策	配管の固定状況	目視で確認する	—	固定が不十分で、運転継続に支障があること
		配管の油、空気、水等の漏れ	目視、触診、聴診で確認する	—	継手の接続部より運転上支障を及ぼすおそれのある甚だしい油、空気、水等の漏れがあること
		配管の劣化損傷	目視で確認する	—	甚だしい錆、腐食があること
		配管の耐震措置	目視、触診で確認する	—	地震その他の震動及び衝撃を緩和するための措置がとられていないこと
7.20	高圧ゴムホース	高圧ゴムホースの劣化損傷	目視で確認する	—	運転時に異常な変形や油漏れがあること又は表層部に甚だしいきず、摩損があること
8 電気設備					
8.1	受電盤・制御盤・操作盤	受電盤の設置位置	目視で確認する	—	受電盤主開閉器が運転室近くに設置されておらず安全かつ容易に操作できないこと
		各盤の劣化損傷	目視で確認する	—	取付けが強固でなく雨水が浸入し、腐食があること
		盤内の各機器の取付状況	目視で確認する	—	取付けが強固でなく緩みがあること
		盤内の各機器の作動状況	作動状況を確認する	—	開閉器、接触器、継電器、抵抗器、スイッチなどの作動が確実でないこと
		各回路の絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	—	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701) 表 6 の基準値に適合していないこと
		各盤の接地抵抗	接地抵抗計で測定する	—	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701) 表 7 の基準値に適合していないこと
8.2	電圧計・電流計・表示灯	盤内の計器、表示灯の作動状況	目視で確認する	—	各盤の電流計、電圧計、表示灯の指示、動作、点灯が確実でないこと
		盤内の計器、表示灯の破損	目視で確認する	—	各盤の電流計、電圧計、表示灯に破損があること
8.3	配電線・配管	電線の劣化損傷	目視で確認する	—	外傷、接続部の不具合により短絡のおそれがあること
		接地線の接地抵抗	接地抵抗計で測定する	—	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701) 表 7 の基準値に適合していないこと
8.4	避雷設備	避雷針の接地抵抗	接地抵抗計で測定する	—	接地抵抗値が10Ωを超えていること
		突針、支持金物、引下げ導線などの取付状況	目視で確認する	—	突針、支持金物、引下げ導線などの取付が確実でないこと
8.5	照明電飾	照明器具の取付状況、破損	目視で確認する	—	取付けが強固でなく、灯管球に破損があること
		変圧器の取付状況	目視で確認する	—	取付けが強固でなく、感電の危険性があること
		照明電飾回路の絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	—	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701) 表 6 の基準値に適合していないこと
		照明電飾器具の取付状況	目視で確認する	—	構造物に当初荷重を超える荷重をかけていること
8.6	給電線・集電装置	給電線の取付状況	目視で確認する	—	取付けが強固でないこと又は断線があること
		集電装置の取付状況、破損、接触不良	目視で取付状態、破損を確認するとともに、集電装置側の電圧を測定する	—	取付けが強固でなく、破損、接触不良があること
		給電線、集電子の摩耗	ノギス等で測定する	—	摩耗量が製造者設計基準値 (製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中) を超えていること
		給電線、集電装置の破損	目視で確認する	—	破損があり、感電の危険性があること
8.7	各リミットスイッチ・センサー類	各リミットスイッチ、センサーの取付状況	目視、触診で確認する	—	取付けが確実でないこと
		各リミットスイッチ、センサーの破損	目視で確認する	—	破損していること
		各リミットスイッチ、センサーの作動状況	作動状況を確認する	—	作動が確実でないこと
8.8	非常停止ボタン	非常停止ボタンの作動状況	作動状況を確認する	—	作動が確実でないこと
		非常停止ボタンの設置位置	目視で確認する	—	速やかに作動させることができる場所に設置されていないこと
8.9	信号装置	信号装置の動作状況	作動状況を確認する	—	作動しないこと
9 その他の設備					
9.1	乗降場・スタート台	乗降場の劣化損傷	目視で確認する	—	構造材に甚だしい錆があること
		点検用はしご、踊場の取付状況、劣化損傷	目視で腐食、破損を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	—	構造材に運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損があること
		スタート台及び階段の構造材の劣化損傷	目視で確認する	—	構造材に甚だしい錆があること
		スタート台及び階段の床の劣化損傷	目視で確認する	—	構造材に運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損があること

(い) 検査項目			(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
				要重点点検	要是正	
9.2	着水部	着水部本体	着水部本体の寸法	鋼製巻尺で測定する	—	規定寸法（規定寸法がない場合の判定基準は検討中）を満たしていないこと
			着水部本体の劣化損傷	目視により確認する	—	構造上のき裂、破損があること又は滑走者に危害を及ぼすおそれのある床、側壁表面のきず、塗装のはく離があること
			着水部本体の漏水	24時間漏水試験で確認する	—	水漏れにより水深が規定の95%以上確保できないこと
			二重吸い込み防止柵の取付状況	目視、触診で確認する	—	二重吸い込み防止柵が設置されていないこと又は取付に緩み、破損、変形、腐食があること
	水深	水深	目視、採寸で確認する	—	規定の水深が確保されていないこと	
9.3	点検用歩廊	点検歩廊の取付状況、劣化損傷	目視で腐食、破損を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付けが強固でないこと又は運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損があること	
9.4	安全柵	安全柵の構造及び寸法	目視、採寸で確認する	—	構造及び寸法が適法でないこと	
		安全柵の取付状況、劣化損傷	目視で腐食、破損を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付けが強固でないこと又は運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損があること	
9.5	運転室	運転室の劣化損傷、窓、扉の機能	目視で確認する	—	錆、腐食及び部分的な破損があること又は窓及び扉の施錠が確実でないこと	
		運転室の設置状況	目視で確認する	—	運転室から人の乗降が監視できないこと	
		カーブミラー、モニターテレビ等の破損、動作状況	目視で確認する	—	破損があり、動作が正常でないこと	
9.6	機械室	機械室の劣化損傷、窓、扉の機能	目視で確認する	—	機械室に錆、腐食及び破損があること又は窓及び扉の施錠が確実でないこと	
9.7	放送設備・信号装置	警報ベル、ブザーなどの作動状況	作動状況を確認する	—	警報ベル、又はブザーが鳴らないこと	
		放送設備の作動状況	作動状況を確認する	—	故障していること	
9.8	定員・注意事項の表示	乗物の定員制限などの表示	目視で確認する	—	乗物の見やすい場所に、定員その他使用の制限に関する事項が掲示されていないこと	
		乗り場における定員制限などの表示	目視で確認する	—	乗り場に施設の定員その他使用の制限に関する事項が掲示されていないこと	
		運転室の運行管理者、運転者、定期検査報告済証などの表示	目視で確認する	—	運行管理者、運転者、定期検査報告済証その他必要な注意事項などが掲示されていないこと	
9.9	風速計	発信器の取付状況、作動状況	目視で確認する	—	取付けが強固でないこと又は感知及び作動に異常があること	
		風速計の機能	作動状況を確認する	—	警報設定値が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合の判定基準は検討中）と異なること	
9.10	非常救出装置	予備動力装置の機能	作動状況を確認する	—	予備動力装置の運転状態が良好でないこと	
		手動装置の機能	作動状況を確認する	—	手動装置の作動が確実でないこと	
		バッテリーの機能	目視で確認する	—	バッテリーの液及び充電量が適切でないこと	
		移動式の救出用具の破損、機能	目視で確認する	—	破損しており使用不可能であること又は保管されていないこと	
9.11	装飾物	装飾物の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付状態が強固でないこと	
		装飾物の取付部の劣化損傷	目視で確認する	—	取付部に腐食、破損などがあること	

遊戯施設の報告書様式 (案)

定期検査報告書

(建築基準法施行令第138条第2項第二号及び第三号に規定する遊戯施設)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

特定行政庁 様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

- 【1. 所有者】
 - 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】

- 【2. 管理者】
 - 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】

- 【3. 報告対象遊園地等】
 - 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称のフリガナ】
 - 【ハ. 名称】

- 【4. 報告対象遊戯施設】
 - 【ロ. 指摘】

<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり	台	<input type="checkbox"/> 既存不適格の指摘あり	台
<input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり	台	<input type="checkbox"/> 指摘なし	台
 - 【ロ. 指摘の概要】
 - 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

遊戯施設の状況等

【1. 報告対象遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 (号)

【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 (号)

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査の関係書類の保存】 有 無

【3. 遊戯施設の概要】

【イ. 種別】 令第138条第2項第2号 (走行もの) 令第138条第2項第3号 (回転もの)

大臣認定 その他 ()

【ロ. 固有名称】

【ハ. 一般名称】

【ニ. 仕様】

(大人 人、小人 人)
(乗物数 台)
(1両当り定員)

(定常走行速度又は定常円周速度)
(最高部高さ)
(走路全長)
(回転直径)

(km/h又はm/min)
(m)
(m)
(m)

(勾配又は傾斜角度)
(度)

【ホ. 製造者名】

【4. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

建築基準適合判定資格者 第 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

建築基準適合判定資格者 第 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘】 要是正の指摘あり 既存不適格の指摘あり

要重点点検の指摘あり 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 不要

【8. 備考】

遊戯施設の検査結果

【遊戯施設】

速度測定 (最高)	当初設計値		測定実測値		良・否					
	上昇	m/min		m/min		良・否				
下降	m/min		m/min		良・否					
大回転	rpm		rpm		良・否					
小回転	rpm		rpm		良・否					
走行速度	km/h		km/h		良・否					
円周速度	m/min		m/min		良・否					
電動機 電流測定	用途	定格容量	定格電圧	定格電流	測定電流	良・否				
		kW	V	A	A	良・否				
		kW	V	A	A	良・否				
		kW	V	A	A	良・否				
		kW	V	A	A	良・否				
		kW	V	A	A	良・否				
		kW	V	A	A	良・否				
ウォータースライド	全滑走路数 本			揚水装置計 台		電動機容量				
	滑走路番号	高低差	滑走路全長	平均勾配	吐出量 m ³ /min	揚程 m	計 Kw			
		m	m	度	m ³ /min	m	Kw			
		m	m	度	m ³ /min	m	kW			
		m	m	度	m ³ /min	m	kW			
		m	m	度	m ³ /min	m	kW			
		m	m	度	m ³ /min	m	kW			
No.	検査項目		検査成績		指摘なし	要重点 点検	要是正	既存 不 適格	改善(予 定)月	担当 検査者名
1	構造部分									
1.1	地盤									
1.2	基礎									
1.3	道床									
1.4	基礎と構造物を定着させる部分									
1.5	構造物									
1.6	舞台及び床									
1.7	屋根及び天井									
2	軌道関係									
2.1	軌条・走路・水路及び滑走路	元厚 mm	現厚 mm	%						
2.2	支持部材									
3	駆動装置及び伝導装置									
3.1	電動機及び制動機	基準摩耗量		mm	mm					
3.2	軸継手									
3.3	減速機	元厚 mm	現厚 mm							
3.4	伝動装置									
3.5	軸及び軸受装置									
3.6	駆動用歯車装置	元厚 mm	現厚 mm							
3.7	駆動車輪装置	基準摩耗量		mm	mm					
3.8	案内車輪装置	基準摩耗量		mm	mm					

No.	検査項目	検査成績	指摘なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	改善(予 定)月	担当検 査者名
4	巻上装置							
4.1	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	リンク孔直径測定 当初径 mm, 測定 mm	%				
			軸直径測定 当初径 mm, 測定 mm	%				
			リンク厚さ測定 元厚 mm 測定 mm	%				
			伸び率測定 (リンク)	%				
			当初長 mm, 測定 mm					
		スプロケット 元厚 mm 現厚 mm						
		軸受の取付状況 軸・軸受 チェーンガイド						
4.2	コンベア巻上装置	巻上用ベルト						
		駆動用プーリ及び各ローラ						
		軸受						
4.3	ワイヤロープ巻上装置	主索	摩損の状態 (直径 mm 未摩損直径 mm)	%				
		総本数 本	破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え・70%以下	破断総数 本				
		最も摩損の状態が進行したのものについて記載する。	発錆状況：少量・多量	1ストランドの 最大破断 本				
		主索						
		主索の張り						
		主索の端部と止め金具部 綱車 巻上機						
4.4	緊張装置							
5	安全装置							
5.1	非常止め装置							
5.2	緩衝装置							
5.3	乗物逆行防止装置							
5.4	乗物急激降下防止装置							
5.5	制動装置	基準摩耗量	mm	mm				
5.6	速度制御装置							
5.7	追突防止装置							
5.8	水位検出装置							
6	乗物関係							
6.1	乗物	外装及び床						
		構造部材						
		座席及び手すりなど						
		扉・窓及び掛金						
		身体保持装置及び安全ベルト						
6.2	客席部取付装置	基準摩耗量	mm	mm				
6.3	走行台車 最も摩耗の進んだものを記入する	台車枠						
		台車先端軸	基準摩耗量	mm	mm			
		台車中心軸	基準摩耗量	mm	mm			
6.4	車輪装置 最も摩耗の進んだものを記入する	車輪	基準摩耗量	mm	mm			
		車輪軸(主車輪軸、側輪軸、受輪軸)	基準摩耗量	mm	mm			
		車輪取付枠						
6.5	乗物引上げ金具							
6.6	車両連結器	基準摩耗量	mm	mm				
7	油圧装置・空圧装置・揚水装置							
7.1	油圧装置	油圧パワーユニット						
7.2		安全弁						
7.3		圧力計						
7.4		制御弁						
7.5		油タンク						
7.6		油温						

(追加)

(第四面)

遊戯施設に係る不具合の発生状況等

発生日	No.	検査項目	不具合の内容	原因	改善(予定)日	改善等の内容

※ 不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う緊急停止等は含まない。

(案)
定期検査概要書
(建築基準法施行令第138条第2項第二号及び第三号に規定する遊戯施設)

(第一面)

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

- 【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

- 【イ. 検査対象遊戯施設の台数】 (台)
【ロ. 指摘】 要是正の指摘あり 台 既存不適格の指摘あり 台
 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

遊戯施設の状況等

- 【1. 報告対象遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】
- 【イ. 確認済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
- 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
- 【ハ. 検査済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
- 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

- 【2. 検査日等】
- 【イ. 今回の検査】平成 年 月 日実施
- 【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施
- 【ハ. 前回の検査の関係書類の保存状況】 有 無

- 【3. 遊戯施設の概要】
- 【イ. 種別】 令第138条第2項第2号 (走行もの) 令第138条第2項第3号 (回転もの)
- 大臣認定 その他 ()
- 【ロ. 固有名称】
- 【ハ. 一般名称】
- 【ニ. 仕様】
- | | | | | | |
|--|------------------|---------|---|-------------|--------|
| | 総定員 | 乗物数 | 台 | 1両当り定員 | |
| | (大人 人、小人 人) | (両×編成) | | (大人 人、小人 人) | |
| | (定常走行速度又は定常円周速度) | (最高部高さ) | | (走路全長) | (回転直径) |
| | (km/h又はm/min) | (m) | | (m) | (m) |
| | (勾配又は傾斜角度) | | | | |
| | (度) | | | | |
- 【ホ. 製造者名】

- 【4. 検査者】
- (代表となる検査者)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 建築基準適合判定資格者 第 号
- 登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】
- (その他の検査者)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 建築基準適合判定資格者 第 号
- 登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

- 【5. 保守業者】
- 【イ. 名称】
- 【ロ. 郵便番号】
- 【ハ. 所在地】
- 【ニ. 電話番号】

- 【6. 検査の状況】
- 【イ. 指摘】 要是正の指摘あり 既存不適格の指摘あり
- 要重点点検の指摘あり 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

- 【7. 不具合の発生状況】
- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 不要

- 【8. 備考】

(追加)

(第三面)

遊戯施設の検査結果及び不具合の発生状況等

【1. 要是正の指摘の具体的内容】

No.	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

【2. 不具合の具体的内容】

発生日	No.	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

※ 不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う緊急停止等は含まない。

定期報告に係る資格制度について

1. 資格制度の概要

(1) 資格者の位置付け

- 定期報告制度として義務付けられているのは、特殊建築物等の定期調査報告、昇降機の定期検査報告、建築設備の定期検査報告の3種であり、これらの定期調査・検査を行うことができる者は、一級建築士、二級建築士または国土交通大臣が定める資格を有する者のいずれかである。
- 国土交通大臣が定める資格を有する者は、建築基準適合判定資格者のほか、定期調査・検査ごとに、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者があり、いずれも国土交通大臣の登録を受けた講習実施機関が行う講習を修了し、かつ、国土交通大臣が定める要件を満たすことで資格者となる。

(2) 講習の内容

- 受講要件は、建築等に関する知識及び経験を有する者として、特殊建築物等調査資格者講習の場合は建築学、土木工学、機械工学、電気工学等、昇降機検査資格者講習の場合は機械工学、電気工学等、建築設備検査資格者講習の場合は建築学、機械工学、電気工学等を修め、関係する一定の実務経験を有することとされている。

特殊建築物等調査資格者講習を受講できる者		昇降機検査資格者講習を受講できる者		建築設備検査資格者講習を受講できる者	
学歴等	実務経験	学歴等	実務経験	学歴等	実務経験
大学で建築学、土木工学、機械工学、電気工学等を修めた者	2年以上	大学で機械工学、電気工学等を修めた者	2年以上	大学で建築学、機械工学、電気工学等を修めた者	2年以上
短期大学で建築学、土木工学、機械工学、電気工学等を修めた者	3年以上	短期大学で機械工学、電気工学等を修めた者	3年以上	短期大学で建築学、機械工学、電気工学等を修めた者	3年以上
高等専門学校で建築学、土木工学、機械工学、電気工学等を修めた者	4年以上	高等専門学校で機械工学、電気工学等を修めた者	4年以上	高等専門学校で建築学、機械工学、電気工学等を修めた者	4年以上
高等学校等で建築学、土木工学、機械工学、電気工学等を修めた者	7年以上	高等学校等で機械工学、電気工学等を修めた者	7年以上	高等学校等で建築学、機械工学、電気工学等を修めた者	7年以上
特になし	11年以上	特になし	11年以上	特になし	11年以上
建築行政担当者	2年以上	建築行政(昇降機又は遊戯施設)担当者	2年以上	建築行政(建築設備)担当者	2年以上
消防吏員	5年以上	昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関する実務担当者	5年以上	建築設備士	—
防火対象物点検資格者	5年以上				
甲種消防設備士	5年以上				

- 毎年1回以上行うこととされている講習は、講義と修了考査からなり、講義の内容は科目ごとに最低時間が定められている。また、修了考査は特殊建築物等調査資格者講習及び昇降機検査資格者講習の場合、択一式の問題30問から、建築設備検査資格者講習の場合、択一式の問題25問からなっており、それぞれ20問以上、17問以上の正解で修了としている。

特殊建築物等調査資格者講習		昇降機検査資格者講習		建築設備検査資格者講習	
科目	時間	科目	時間	科目	時間
特殊建築物等定期調査制度総論	1時間	昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1時間	建築設備定期検査制度総論	1時間
建築学概論	5時間	建築学概論	2時間	建築学概論	2時間
建築基準法令の構成と概要	1時間	昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2時間	建築設備に関する建築基準法令	3時間半
特殊建築物等の維持保全	1時間	昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2時間	建築設備に関する維持保全	1時間半
建築構造	4時間	昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	5時間	建築設備の耐震規制、設計指針	1時間半
防火・避難	6時間	昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1時間	換気、空気調和設備	4時間半
その他の事故防止	1時間	昇降機概論	3時間	排煙設備	2時間
特殊建築物等調査業務基準	4時間	遊戯施設概論	30分	電気設備	2時間半
		昇降機・遊戯施設の検査標準	4時間	給排水衛生設備	2時間半
				建築設備定期検査業務基準	2時間半

(3) 資格者（講習修了者）の数

- 平成19年3月末現在、特殊建築物等調査資格者は約3万4千名（特殊建築物等の指定件数約26万件）、昇降機検査資格者は約2万9千名（昇降機等の指定件数約66万件）、建築設備検査資格者は約4万5千名（建築設備の指定件数約31万件）である。

2. 現行制度の問題点

- 現行制度では、講習修了者の住所等の連絡先、処分履歴等を登録する制度がなく、資格者の転職・死亡等の状況も把握できていないなど、資格者の実態を把握することが困難である。

また、現行制度では、国土交通大臣の定める要件として実務経験等を偽っていないこと、検査を粗雑にしていないことといった規定が告示に定められているが、当該要件を満たさなくなった場合の資格の抹消等の手続きや、資格の抹消後の再受講が可能となるまでの期間等が規定されていない。

- 登録講習における日本工業規格の検査標準や調査・検査業務基準に係る科目において、テストハンマーの音の判断、錆や腐食の程度の判断、検査機器の使用法といった実技的な面も含め、調査・検査方法、判定基準等について講習が十分に行われていない。
- 1回の講習修了で資格者になれば、その後は資格者の自己研鑽に期待していることから、法令改正や新技術に対応した検査方法、判定基準等の習得が十分に行われていない。

3. 制度見直しの方向

今後、次の見直しを検討する。

- 登録講習を修了した者の住所、氏名、生年月日、講習修了年月日、登録番号等を登録し、免状を交付する仕組みを検討するとともに、資格の抹消や再受講の制限等の手続きを明確化する。
- 講習内容を見直し、検査方法、判断基準に係る講習を大幅に充実させるとともに、修了考査も例えば検査機器の使用方法、テストハンマーの音等のヒアリング、写真による模擬判定等、検査方法や判定基準を十分習得しているかどうかを判断する内容に改める。
- 3～5年ごとの定期講習の義務付けを検討し、法令改正や新技術に対応した検査方法、判定基準等を内容とした講習及び修了考査を実施することとし、定期講習を受講せず免状の交付を受けなかった場合は、定期調査・検査業務を行うことができないようにする方向で検討する。

定期調査・検査資格者にかかる条文等

◇建築基準法（抜粋）

（報告、検査等）

第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 （略）

3 昇降機及び第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4～8 （略）

◇建築基準法施行規則（抜粋）

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第4条の20 法第12条第1項に規定する法第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

2 法第12条第3項の規定に基づき昇降機（法第88条第1項等を含む。以下この条及び第6条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第4条の36及び第4条の37において準用する次条（第1項を除く。）から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

3 法第12条第3項の規定に基づき法第6条第1項第一号に掲げる建築物その他法第12条第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第4条の38及び第4条の39において準用する次条（第1項を除く。）から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

（登録調査資格者講習事務の実施に係る義務）

第4条の25 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第4条の23第1項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

- 一 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。
- 二 登録調査資格者講習を毎年1回以上行うこと。
- 三 登録調査資格者講習は、講義及び修了考査により行うこと。
- 四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科 目	時 間
特殊建築物等定期調査制度総論	1 時間
建築学概論	5 時間
建築基準法令の構成と概要	1 時間
特殊建築物等の維持保全	1 時間
建築構造	4 時間
防火・避難	6 時間
その他の事故防止	1 時間
特殊建築物等調査業務基準	4 時間

- 五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
- 六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 七 修了考査は、講義の終了後に行い、特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。
- 八 登録調査資格者講習を実施する日時、場所その他の登録調査資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 九 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 十 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
- 十一 修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録調査資格者講習事務規程）

第4条の27 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録調査資格者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習事務を行う事務所及び登録調査資格者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項
- 三 講習の受講の申込みに関する事項
- 四 講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項
- 六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項
- 七 終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
- 八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十 講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十一 不正受講者の処分に関する事項
- 十二 第4条の33第3項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十三 その他講習事務に関し必要な事項

(準用)

第4条の37 第4条の21（第1項を除く。）から第4条の35までの規定は、第4条の20第2項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第4条の23第1項第一号中「第4条の25第四号の表」とあり、第4条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第4条の37の表」と、第4条の23第1項第二号ロ及び第4条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1 時間
建築学概論	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	5 時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1 時間
昇降機概論	3 時間
遊戯施設概論	30分
昇降機・遊戯施設の検査標準	4 時間

(準用)

第4条の39 第4条の21（第1項を除く。）から第4条の35までの規定は、第4条の20第3項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第4条の23第1項第一号中「第4条の25第四号の表」とあり、第4条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第4条の39の表」と、第4条の23第1項第二号ロ及び第4条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
建築設備定期検査制度総論	1 時間
建築学概論	2 時間
建築設備に関する建築基準法令	3 時間30分
建築設備に関する維持保全	1 時間30分
建築設備の耐震規制、設計指針	1 時間30分

換気、空気調和設備	4 時間30分
排煙設備	2 時間
電気設備	2 時間30分
給排水衛生設備	2 時間30分
建築設備定期検査業務基準	2 時間30分

(建築物の定期報告)

第5条 法第12条第1項（法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（法第12条第1項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係る建築物について、建築主が法第7条第5項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第6条第1項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第6条第1項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

2 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2の4様式による報告書及び別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により同様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

3 法第12条第1項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(建築設備等の定期報告)

第6条 法第12条第3項（法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第66条に規定する工作物（高さ4mを超えるものに限る。）又は法第88条第1項に規定する昇降機等（以下この条において「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（法第12条第3項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

2 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第36号の3様式による報告書及び別記第36号の3の2様式による定期検査報告概要書に、建築設備等（昇降機を除く。）にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の4の2様式による定期検査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の3様式又は別記第36号の4様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

3 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

◇告 示

平成13年3月29日国土交通省告示第356号

(改正 平成17年6月1日国土交通省告示第571号)

建築基準法施行規則第4条の20の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 学歴又は実務の経験を偽ったことが判明した者
- 五 故意又は過失により建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の調査又は同条第3項の検査を粗雑にしたことが明らかになった者

平成16年9月29日国土交通省告示第1165号

建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の25第一号（同規則第4条の37及び第4条の39において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

第1 登録調査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 二 学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下単に「高等学校等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 五 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 七 火災予防業務に関して5年以上の消防吏員としての実務の経験を有する者
- 八 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検資格者として5年以上の実務の経験を有する者
- 九 消防法第17条の6第1項に規定する甲種消防設備士として5年以上の実務の経験を有する者

- 十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者
- 第2 登録昇降機検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - 二 短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して3年以上の実務の経験を有する者
 - 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して4年以上の実務の経験を有する者
 - 四 高等学校等において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して7年以上の実務の経験を有する者
 - 五 昇降機又は遊戯施設に関して11年以上の実務の経験を有する者
 - 六 建築行政（昇降機又は遊戯施設に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - 七 昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務の経験（前号に掲げるものを除く。）を有する者
 - 八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者
- 第3 登録建築設備検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - 二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して3年以上の実務の経験を有する者
 - 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して4年以上の実務の経験を有する者
 - 四 高等学校等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して7年以上の実務の経験を有する者
 - 五 建築設備に関して11年以上の実務の経験を有する者
 - 六 建築行政（建築設備に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - 七 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士の資格を有する者
 - 八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

平成16年9月29日国土交通省告示第1166号

登録調査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の25第五号（同規則第4条の37及び第4条の39において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録調査資格講習、登録昇降機検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣

が定める事項を次のように定める。

第1 登録調査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

特殊建築物等定期調査制度総論	建築物の維持保全、定期報告その他の定期調査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備、建築施工その他の建築学全般にわたる知識及び技術に関する事項
建築基準法令の構成と概要	建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の基礎知識に関する事項
特殊建築物等の維持保全	特殊建築物等の維持保全についての知識に関する事項
建築構造	建築物の各種構造及びその調査・診断に関する事項
防火・避難	建築物火災現象、防火・避難計画、防火材料、防火構造、防火設備その他の建築物の防火・避難に関する事項
その他の事故防止	日常的に発生する事故の防止及び地震災害対策、水害対策その他の災害対策に関する事項
特殊建築物等調査業務基準	特殊建築物等の定期調査の趣旨、業務、実施要領その他の特殊建築物等調査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第2 登録昇降機検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	昇降機及び遊戯施設の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	電気理論、電気機械、制御器具、電気材料、自家用変電設備その他の電気工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	機械材料、材料力学、機械要素その他の機械工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	建築基準法令中の昇降機及び遊戯施設に関する部分に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	昇降機及び遊戯施設全般の維持保全についての知識に関する事項
昇降機概論	昇降機の沿革、分類並びに構造、機能及び安全装置その他の昇降機全般にわたる知識及び技術に関する事項
遊戯施設概論	遊戯施設に関する基礎的知識に関する事項
昇降機・遊戯施設の検査標準	昇降機及び遊戯施設の定期検査の趣旨、業務内容、報告書作成方法、日本工業規格に定める昇降機及び遊戯施設の検査標準（実施要領及び判定基準を含む。）その他の昇降機定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第3 登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄〔左欄〕に掲げる科

目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

建築設備定期検査制度総論	建築設備の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
建築設備に関する建築基準法令	建築基準法令中の建築設備に関する部分並びに消防法及びこれに基づく命令中の消防用設備等に関する部分に関する事項
建築設備に関する維持保全	建築設備の維持保全についての知識に関する事項
建築設備の耐震規制、設計指針	建築設備についての耐震関係規定及び設計指針に関する事項
換気、空気調和設備	換気設備及び空気調和設備の基本的事項並びにその技術的基準についての知識に関する事項
排煙設備	建築基準法令並びに消防法及びこれに基づく命令中の排煙設備に関する部分についての基礎知識に関する事項
電気設備	電気設備（屋内配線、照明設備、動力設備、受変電設備、発電設備、蓄電池設備、避雷設備及び通信設備を含む。）に関する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
給排水衛生設備	給排水衛生設備（給水設備、給湯設備、排水設備、通気設備、衛生設備、排水再利用設備及び消火設備を含む。）に関する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
建築設備定期検査業務基準	建築設備の定期検査の趣旨、業務内容、実施要領、判定基準、報告書作成方法その他の建築設備定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

今後の検討課題について

エレベーターの技術基準の強化や定期報告制度の見直しのほか、建築設備等の事故防止対策について、これまでの部会の検討の中で、以下のような課題等が示されており、今後これらの課題について早急に具体策を取りまとめる必要がある。

(1) 自動回転ドア等の安全対策の検討

- 転倒、転落、挟まれ等の危険性がある自動回転ドア、その他のドア、シャッター等の建築基準法上明確な位置づけのない設備や日常安全性の性能要求に係る規定の導入について検討を行う。

(2) 第三者の専門家による認証・確認等の検討

- 重大事故発生の防止のための安全装置のうち、電磁ブレーキ、非常止め装置、油入緩衝器など建築確認・検査において十分なチェックが困難な装置・機器等の性能について、第三者の専門家が認証・確認等する制度を検討する。
- エレベーター等の品質の確保を図るため、製造工程等における品質管理のあり方について検討する。(基本制度部会業務報酬基準・工事監理小委員会の検討と連携)

(3) 定期検査資格者制度の検討

- 現行制度では、検査者の処分手続きや罰則が法令上規定されておらず、実務経験詐称や粗雑な検査が明らかになった場合に適切な対応が困難である。また、エレベーターのブレーキパッドの摩耗やワイヤーロープの素線破断が見逃される例があるなど、検査者の能力に疑問がある場合がある。
- 罰則の適用を検討するとともに、定期検査資格者の資格要件の強化（講習内容や修了考査の見直し等）、法令改正に関する情報や新しい検査機器の使用方法等に関する定期講習の実施等により、検査者の能力の向上を図る。

(4) 所有者等が作成する維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底

- 維持保全・運行管理の実施体制、点検・検査、保守・部品交換、事故発生等緊急時の対応方法等について定めた維持保全計画等の内容の充実により、所有者等による適切な維持・運行管理の徹底を図る。

(5) 不具合情報等の提供・共有方策の検討

- 部品の設計・製造上の欠陥によるエレベーター、遊戯施設等の不具合等があった場合、当該情報の共有により、当該部品を使用している他のエレベーター、遊戯施設等についても、部品の改修等を速やかに実施する方策を検討する必要がある。
- エレベーター、遊戯施設等の不具合情報等について、同様の不具合等の予防・迅速な解消等のため、定期検査・報告等で把握された不具合情報等の類型化・提供等を行う仕組みを検討する。

(第8回建築物等事故・災害対策部会 資料11)

今後のスケジュールについて

建築物等事故・災害対策部会においては、当面、資料9「今後の検討課題について」の具体策の検討を進めることとし、おおむね以下のスケジュールのもと、平成20年1月中旬頃までにとりまとめを行う。

平成19年8月 3日 第8回部会

9月27日 第9回部会

10月30日 第10回部会

12月 上旬 第11回部会

平成20年1月 中旬 第12回部会（とりまとめ）